

## 決算特別委員会記録

1 日 時 令和7年10月22日（水）  
 午前10時00分 開会  
 午後 4時44分 散会

2 場 所 議場

3 出席委員（20名）

委員長	藤田誠一	副委員長	高塚広義
委員	伊藤義男	委員	渡辺高博
委員	野田明里	委員	加藤昌延
委員	小野志保	委員	片平恵美
委員	井谷幸恵	委員	河内優子
委員	黒田真徳	委員	合田晋一郎
委員	越智克範	委員	山本健十郎
委員	藤原雅彦	委員	伊藤謙司
委員	大條雅久	委員	伊藤優子
委員	仙波憲一	委員	近藤 司

4 欠席委員  
なし

5 その他出席者

代表監査委員	鴻上浩宣	監査委員	杉本茂利
監査委員	小野辰夫	監査委員事務局長	藤田康弘

6 説明のため出席した者

市長	古川拓哉	副市長	赤尾禎司
----	------	-----	------

### 企画部

企画部長	加地和弘	総括次長（総合政策課長）	松原 広
次長（デジタル戦略課長）	西原 誠	財政課長	大西政年
シティプロモーション推進課長	吉岡奈津子	別子銅山文化遺産課長	土岐幸司
総合政策課参事	三並弘昭		

### 企画部文化スポーツ局

文化スポーツ局長	守谷典隆	スポーツ振興課長	尾藤秀行
文化振興課長	中沢美由紀		

### 総務部

総務部長	高橋 聡	総括次長（総務課長）	藤田和久
管財課長	高橋洋毅		

### 福祉部

福祉部長	久枝庄三	総括次長（健康政策課長）	小島 篤
次長（介護福祉課長）	山本兼資	地域福祉課長	真鍋達也

生活福祉課長	越 智 達 郎	国保課長	藤 原 重 昭
地域包括支援センター所長	宇 野 和 彦	保健センター所長	寺 尾 佳代子
地域福祉課主幹	村 上 美 香	地域福祉課主幹	石 川 孝 行
保健センター主幹	岡 田 成 弘		

**福祉部こども局**

こども局長	藤 田 惠 女	こども保育課長	美 濃 有 紀
こども未来課長	矢 野 佳 美		

**市民環境部**

市民環境部長	沢 田 友 子	総括次長（地域コミュニティ課長）	塩 崎 秀 一
危機管理監	小 澤 昇	男女参画・市民相談課長	越 智 美 保
市民課長	伊 藤 伸 明	危機管理課長	藤 田 裕 一
市民課主幹	伊 藤 裕 子	危機管理課主幹	宇 野 久美子
地域コミュニティ課副課長	秦 正 道	危機管理課副課長	伊 東 拓 麻

**市民環境部環境エネルギー局**

環境エネルギー局長	近 藤 淳 司	次長（廃棄物対策課長）	岡 部 文 仁
環境施設課長	村 瀬 秀 昭	清掃センター所長	野 藤 由 治

**出納室**

会計管理者（出納室長）	上 野 壮 行
-------------	---------

**議会事務局**

議会事務局長	山 本 知 輝	次長（議事課長）	松 平 幸 人
--------	---------	----------	---------

**上下水道局**

上下水道局長	玉 井 和 彦	総括次長（企画経営課長）	藤 田 英 友
次長（水道課長）	清 水 克 徳	下水道課長	村 尾 治
施設管理課長	由 藤 貴 文	下水道課技幹	檜 垣 慶
施設管理課技幹	三 宅 力		

7 委員外議員

議 長	田 窪 秀 道	副議長	篠 原 茂
-----	---------	-----	-------

8 議会事務局職員出席者

議会事務局長	山 本 知 輝	議会事務局次長	松 平 幸 人
議事課議事係長	村 上 佳 史	議事課主任	田 辺 和 之

9 付託案件

認定第1号  
認定第2号

10 会議の概要

午前10時00分開会

**認定第1号**

- 藤田上下水道局総括次長：説明
- 杉本監査委員：監査意見

**認定第1号質疑****【水道事業会計】**

○委員（大條雅久） まず、営業外収益の予算額と決算額の差額が2,848万7,000円ありますが、予算と比べると1割近い減となっています。その理由について、内容をお聞かせください。

2点目、有収率が低下傾向ですが、その原因と対策についてお聞かせください。監査委員の決算審査意見書の15ページにあるとおり、令和4年度が92.4%、令和5年度が90.7%、令和6年度が89.1%となっています。この点についての原因、対策について伺います。

3点目、給水原価と供給原価の動向についてお聞きします。特に、給水原価が令和5年度と令和6年度で8.1円も増えた原因について、どのように見えていますか。これは、同じく業務分析表にある令和5年度の109.5円と、令和6年度の117.6円の差についてです。

4点目、水道料金の徴収について、現在集金対応の世帯、事業所があるのかどうか伺います。7年前は集金対応はほぼゼロだったと思いますが、現時点で集金対応の世帯、事業所はどうなっているのかお聞かせください。

○藤田総括次長（企画経営課長） まず、営業外収益の予算額と決算額の差額についてですが、営業外収益は加入金や雑収益、長期前受金戻入などの歳入から構成されています。予算額と決算額の差額の大きな原因としては、加入金が主な原因であり、この要因は新規住宅などの着工数が当初想定していた以上に落ち込んでしまったことです。

○清水次長（水道課長） 有収率は年間配水量のうち、収益に供した水量である有収水量の割合を示す指標であり、令和6年度は前年度より1.6%低下し、89.1%となっています。有収率低下の原因としては、前年度と比較して有収水量が0.99倍に減少していることに加えて、漏水量が主である無効水量が1.19倍に増加していることが挙げられます。

今後も有収水量の減少は続く想定され、老朽管路は増加する見込みであるため、有収率の維持については困難となることが予想されます。そのため、漏水防止への対策として、従来手法による漏水箇所の早期発見と修理に加えて、人工衛星画像の解析やA I等の最新技術を用いた新たな漏水検知手法の導入、配水ブロックの細分化による流

量監視等について検討しており、併せて漏水多発管路の更新を加速するなど、総合的かつスピード感を持って取り組んでいきます。

○藤田総括次長（企画経営課長） 給水原価と供給単価の動向については、供給単価の傾向としては、年間の有収水量が微減である一方、給水収益は料金改定後横ばいの状況が続いているため、今後大きな変動はないと考えています。

一方で給水原価については、令和6年度が令和5年度に対し大幅に増えた理由としては、経常費用が令和5年度と比較して約8,100万円増えたことによるものです。増額の内訳としては、動力費が2,960万円、人件費が約1,240万円、退職給付費が3,490万円増加しています。今後も給水原価には経済情勢などにより変動が発生するものと考えています。

続きまして、水道料金徴収の集金対応の世帯、事業所の有無についてですが、水道料金の収納方法で個別訪問集金を行っているのは旧瀬戸・寿組合で給水を行っていた世帯と事業所のみであり、令和7年10月の市水道事業との統合以降は、銀行の口座引き落としなど現在の市と同様の徴収方法に統一されます。

○委員（大條雅久） 給水原価が増えた原因が動力費と人件費ということですが、今後もそれだけが不安要素ということですか。また、人件費と電気代が増加して8.1円上がったうちの割合でいうと、どのようになりますか。

○藤田総括次長（企画経営課長） まず、動力費と人件費については、今後人勸等も今年上がるという話をいただいていることもあり、おそらく人件費は増え、動力費についても電気代が下がる見込みはないと考えています。

そして、もう一つ大きな点として、退職給付費が令和5年度と比較して3,490万円、8,100万円のうち約4割を占めています。こちらについては、その年の退職者の人数や、水道局での在籍年数に応じて負担金を払っているため、年度の在籍している職員数によって変動が生じるものと考えています。

○委員（大條雅久） 8円という結構大きな額の変動があったので、それは退職者への支払いということ、単年度の問題と捉えてよいですか。

電気料金についても人件費についても増加傾向というのは、これは時代の流れで致し方ないところがあるかと思うのですが、今後はこれだけの大きな変動はないと見てよいですか。

余談ですが、監査委員の指摘を見ると、全国平均に比べて安いから良好であるという評価が少し不思議に感じます。全国平均の163.9円と比べたらはるかに安いと思いますが、これは関係ないと思います。新居浜市の水道の利点である、地下水100%による原価の安さというのを守っていくという意識をしていかなければならないと思いますが、今後はこのような大きな変動はないと安心してよいですか。

○藤田総括次長（企画経営課長） ご指摘の通り、約8円上がっています。そのうち約4.7円が動力費と人件費で、残りが退職給付費で、退職給付費は先ほど説明したとおり、その年に辞める方の人数や水道局で何年働いたかなどによって、大分金額が変わってきます。そのため、年によって3.4円ぐらいの変動が出ると考えています。

あと4円については、先ほどご説明したとおり、人件費についても人勸によって上がり、電気代についても家庭の電気代も上がっているため、動力費も下がることはないかと考えています。

○委員（大條雅久） 集金対応の世帯数、事業所数については、もう既にゼロになったと理解してよいですか。

○藤田総括次長（企画経営課長） 旧瀬戸・寿の調定件数としては、令和7年9月末時点で約740件弱あります。そのうち、家庭用が約650件、業務用が約90件ありますが、先ほど説明したとおり、令和7年10月の統合後は市の水道の徴収方法に統一されますので、集金の家庭、事業所はゼロになると思います。

○委員（伊藤義男） まず1点目、営業費用の内訳を拝見すると、総係費が前年の約1.6倍に急増し、原水及び浄水費も増額しています。この要因は電力費、薬品費、委託費のどこにあるのか具体的にご説明ください。また、今後も電気代や薬品価格の高止まりが見込まれますが、光熱費削減や共同調達などの対策をどのように講じるつもりか聞かせてください。

2点目、令和6年度の有収水量は1,234万立米と、前年度比で減少しており、今後も人口減少に伴い、減少傾向は避けられないと考えます。この

有収水量減少の主な要因をどのように分析しているのか、人口動態によるものなのか、産業需要の変化なのか、あるいは節水傾向によるものなのか、現状認識を聞かせてください。

その上で、この有収水量減少という構造的課題に対し、ウオーターPPPの導入をどのように活用していくか、考えを伺います。また、ウオーターPPPによって具体的にどの部分の効率化や費用削減に取り組み、どれほどの効果を見込んでいるのか、数値的な目標があればお示しください。

3点目、高度経済成長期に布設された管路の多くが耐用年数を迎つつあります。今後、大規模な更新需要が集中することが予想されますが、令和6年度の更新率と、現在までの市全体の更新率を教えてください。

4点目、令和6年度決算によれば、建設改良積立金は、積立てにより約9億円となっています。今後、老朽管の更新や耐震化などの大規模な投資が必要となる中で、この積立金水準で十分と考えているのか、さらに、長期的な財政に基づく積立ての目標はどのように設定しているのか伺います。

○藤田総括次長（企画経営課長） まず、総係費の令和5年度決算に対し、令和6年度決算が5,300万円ほど大幅に増加した主な要因としては、令和5年度には約460万円だった退職給付費が令和6年度には約3,950万円となり、加えて、ほかの経費にも共通しますが、給料や手当等の人件費が合わせて約840万円増加しています。

次に、原水及び浄水費については、令和5年度の決算に対し令和6年度の決算で約2,580万円増えました。その原因については、動力費が約2,000万円増加したことなどや人件費が約360万円増加したためです。次に、光熱水費の削減や共同調達などの対策についてですが、動力費の削減については四国電力と交渉して契約の見直しを随時行っており、共同調達についてはなかなか困難ですが、本庁や近隣市の状況などを鑑みながら可能性について検証を行っています。

○清水次長（水道課長） 有収水量については、近年1%から2%程度の減少が続いています。減少の主な原因としては、特に有収水量に影響を及ぼす産業需要の変化は確認できておらず、1人当たりの有収水量もおおむね変化がないことから、給水人口の減少によるものと考えています。加え

て、給水戸数も減少に転じたことから、今後も減少傾向は続くものと想定しています。

ウオーターPPPの活用により、人口動態による有収水量減少という構造的課題を解決することは難しいものと考えていますが、有収水量の減少は使用料収入の減少を意味し、経営の安定を脅かす要因となります。ウオーターPPPの導入により、官民連携による事業効率の向上が期待され、経営の安定化が図られるものと想定しています。

また、ウオーターPPPの導入による効率化や費用削減などの事業効果については、上工下水道施設の運転管理及び保守管理を一括で発注し、長期契約を締結することにより、事業期間中の事業費総額を約2億円縮減できることに加え、上工下水道事業一体での中長期的な視点での事業運営、民間の創意工夫の最大活用、災害、事故等への緊急対応力の強化などの定性的効果が期待されます。

次に、令和6年度の更新率と市全体の更新率についてです。令和6年度の管路更新率については、管路総延長621.5キロメートルに対し、布設替え、更新延長3.2キロメートルであり、割合は0.52%となっています。また、過去10年間に於ける合計更新率は、7.9%であり、今後も管路経年化率は上昇する見込みのため、これまで以上に管路更新を加速させる必要があると考えています。

○藤田総括次長（企画経営課長） 建設改良積立金については、世代間の負担の公平性からも多ければ多いほどよいというわけではなく、また自治体の事業規模によってもその適正な積立金額というものは変わってくるものと考えています。先進地である東京都水道を参考にすると、おおむね1年間の給水収益が積立金残高の目安としては理想であることから、本市についても、中長期的にはこの残高を目指して経営に努めたいと考えています。

○委員（伊藤義男） 更新率について、先ほどの答弁にあった数値は全国的に見れば高いですか、低いですか。

○清水次長（水道課長） 更新率については、令和3年度の全国平均で0.64%ですので、令和6年度の新居浜市の更新率は全国平均を若干下回っている状況です。

#### 【公共下水道事業会計】

○委員（近藤司） 1点目、令和6年度処理区域

内人口は7万3,834人で前年度比0.8%減、水洗化人口は6万9,101人で、前年度比2%減となっていますが、普及率は65.9%で前年度比0.3ポイント増となっています。処理区域内人口、水洗化人口ともに減少しているのに普及率がアップしている理由を伺います。

2点目、経営状況については、令和6年度約1億5,888万円の純利益が出ていますが、これは一般会計から3億9,870万円の補助金を繰り入れたとのことです。有収水量も今後減少していくことが想定され、施設の老朽化に伴う整備更新も行っていく必要があることから、今後の取組として、事業全般にわたり一層の効率化を図るとともに、下水道事業の基盤強化を目指していくとありますが、検討している具体的な方策について伺います。

3点目、企業債残高は令和6年度末で約312億2,963万円となっています。前年度より約9億2,124万円減少していますが、どのようにして企業債を減らしていくのか伺います。

○村尾下水道課長 まず、処理区域内人口及び水洗化人口の減少については、行政人口減少の影響を受け、それぞれの人口が減少していますが、普及率については、令和6年度に公共下水道を整備した区域内の人口を加算することから、増加しています。

○藤田総括次長（企画経営課長） 下水道事業の基盤強化のための方策についてですが、ご指摘のとおり今後も有収水量の減少が想定されます。施設の老朽化も進む中、埼玉県八潮市での道路陥没事故や能登半島地震での上下水道施設への深刻な被害などを受け、これまでの施設整備から維持管理及び改築、更新に加え、地震対策への加速化が求められるなど、事業方針を大きく転換することが急務であると考えています。

そのような状況の下、これまでの取組として、令和4年4月1日からし尿、浄化槽汚泥の共同処理を実施することでコストの縮減に努めたり、令和4年11月には下水道整備区域の大幅な縮小を行ったところです。また、官民連携手法の導入、拡大が有効な方策の一つであるウオーターPPPによる上工下水道事業一体での包括委託について、令和9年度からの事業開始に向け、準備を進めています。さらに、今年度は前回の料金改正の検討時期から4年が経過したことから、現在新居浜市

上下水道事業運営審議会に、将来にわたり持続可能な水道事業並びに下水道事業を支えるための水道料金、下水道使用料の在り方について諮問し、審議を行っていただいているところです。経営基盤の強化を図り、今後も持続可能で安定した下水道事業の運営に努めたいと考えています。

次に、企業債の削減についてです。持続可能な下水道事業の経営のためには、企業債残高の削減は重要と認識しています。現行の新居浜市公共下水道事業経営戦略においては、施設の改築更新に係る費用と財政の健全性のバランスを見据えた投資財政計画を採用しており、令和15年度には対令和4年度比で約50億円の企業債残高削減を目標値としています。企業債をどのように減らしていくかについては、国の補助金、交付金等を最大限活用した施設の老朽化、耐震化の促進、効果的な管路の整備、また定期的な投資計画の見直しなどを行い、将来に過大な負担を残さないよう、今後も企業債残高の削減に努めていきます。

○委員（近藤司） 汚泥の堆肥化の方法について教えてください。

○玉井上下水道局長 2年前から下水汚泥の一部について堆肥化を行っていますが、堆肥化した肥料の販路確保が課題となっています。そのため、下水汚泥の燃料化も並行して検討しており、現在県外に搬出して経費がかかっている下水汚泥処分について、県内、市内等での地域内循環を図れるような仕組みづくりを、今後も継続して検討します。

### 認定第1号要望

○委員（片平恵美） ウォーターPPPについてですが、導入理由の一つに経費を抑えられるとお伺いしています。実際に始めてからのことになると思いますが、実際にどれくらい経費が抑えられているのかというのは慎重に見ていただきたいと思います。そして、市内業者に今まで通り公平に仕事が回るような仕組みをきちんと構築していただきたいです。また、市の職員の技術継承についても丁寧に行ってください。

○委員（大條雅久） 新居浜市の水道は、地下水の水質のよさと、低いコストのメリットを生かして、今後とも水の都新居浜と名乗れるような水道事業を守っていただきたいと強く要望します。

### 認定第1号採決

○委員長（藤田誠一） これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤田誠一） 御異議なしと認め、認定第1号は認定すべきものと決しました。

以上で認定第1号の審査は終了いたしました。

午前11時09分休憩



午前11時20分再開

### 認定第2号

○大西財政課長：説明

○鴻上監査委員：監査意見

### 認定第2号 第1グループ質疑

【令和6年度 決算の概要】

○委員（合田晋一郎） 決算の概要について、寄附金と教育費の2つに分けて、質問させていただきます。

まず、18款、寄附金の内訳を教えてください。

また、ふるさと納税に関わる歳入の過去5年間の推移と実績をどのように捉えているのか、お伺いします。

○大西財政課長 18款、寄附金の内訳については、ふるさと納税寄附金が4億7,180万9,000円、能登半島地震及び奥能登豪雨による被災地支援のための代理寄附金が121万3,000円、企業版ふるさと納税寄附金が610万円、猫不妊・去勢手術補助事業費の実施のためのガバメントクラウドファンディング寄附金が127万円、各種基金への積立て等、使途を指定された寄附金が338万4,000円、使途を指定しない一般寄附金が1,010万円となっており、合計で4億9,387万6,000円となっています。

次に、ふるさと納税寄附金については、令和2年度が5億55万4,000円、令和3年度が4億4,289万4,000円、令和4年度が5億5,276万7,000円、令和5年度が5億4,531万3,000円、令和6年度が4億7,180万9,000円となっております。過去5年間の平均は5億266万7,000円となっています。ふるさと納税寄附金については、物価や人件費の高騰など、財政需要が増加する中で、

貴重な財源として、自治体間競争も激しくなっておりますので、安定的な寄附金の獲得が求められますことから、積極的なPRなどを通じたさらなる上積みが必要であると認識しています。

○委員（合田晋一郎） 次に、一般会計歳出の教育費については減額していますが、学校給食センターなどの建設事業費を除く教育費の経常経費と施策費の過去5年間の推移を教えてください。

○大西財政課長 まず、経常経費についてですが、令和2年度が26億9,337万8,000円、令和3年度が27億367万2,000円、令和4年度が26億6,891万7,000円、令和5年度が26億7,364万5,000円、令和6年度が26億5,960万5,000円となっており、5年間を通じて対前年度の増減率は0.5%以内に収まっており、大きな変動はなく、5年間の平均では約26億8,000万円となっています。

次に、施策費については、令和2年度が14億5,299万6,000円、令和3年度が11億9,932万3,000円、令和4年度が13億2,770万9,000円、令和5年度が11億3,659万9,000円、令和6年度が13億8,035万4,000円となっています。

施策費については、年度ごとの財政需要が異なりますので、決算額に大きな変動を伴いますが、主な増減の要因としては、令和2年度では、児童生徒1人1台のタブレット整備や感染症対策経費、令和4年度では小中学校の感染症対策のためのトイレ改修、令和6年度では西部学校給食センターの管理運営費が、当該年度の財政需要として含まれることから、それぞれ年度の決算額が大きくなっています。

○委員（片平恵美） まず1つ目に、市民税について、定額減税の影響はどうだったか、お答えください。

2つ目に、財産売払収入について、内容を教えてください。

○大西財政課長 市民税の定額減税の影響については、定額減税を主たる要因として、個人市民税が4億4,729万6,000円の減収となっていますが、定額減税による減収分については、地方特例交付金で措置されることになっています。地方特例交付金については、令和6年度の決算で4億7,312万2,000円の増となっていますので、定額減税による市の歳入への影響はなかったものと考えています。

次に、財産売払収入の内容については、使用しなくなった公用車等の不用品売払収入として127万1,000円、普通財産及び法定外公共物の土地売払収入として2億1,962万4,000円、市有林材等木材の生産物売払収入として2,693万6,000円の合計2億4,783万1,000円となっています。このうち、土地売払収入において、多喜浜の工業用地3か所が約2億900万円で売却できたことから、昨年度と比べ、1億8,993万8,000円の増となっています。

#### 【情報化環境整備事業費】

○委員（越智克範） まず1点目に、毎年度に同じ事業内容を記載していますが、令和6年度において特に実施した整備事業は何でしょうか。また、その費用の内訳はどのようになっていますか。

2点目に、整備事業の課題をどのように捉えていますか、またそのための対策をどのように検討していますか。

3点目に、DXの推進計画についてはいかがですか。特に、DX推進プロジェクトとして、令和6年度の成果と今後の課題はどのようにお考えですか。

○西原次長（デジタル戦略課長） まず1点目の令和6年度に特に実施した整備事業については、生成AI活用による業務の効率化を推進するため、職員全員がチャットGPTを利用できる環境を整備しました。

本事業の費用の内訳としては、生成AIツールの使用料として114万4,000円、AI会議支援ツール使用料として79万2,000円、各課に配付しているタブレットに導入しているアプリケーションの使用料として182万2,000円となっています。

次に、2点目の整備事業の課題としては、各種ツールを利活用できる環境は整備できましたが、それらを各業務において効果的に活用し、全庁的に定着させていくことが課題であると認識しています。このため、生成AI利用に関するガイドラインやマニュアルの整備を進めるとともに、職員への説明会を実施し、利活用の推進を図ってきました。今後も引き続き、デジタルツールの効果的な活用を後押しする環境整備に努めるとともに、職員の研修などの充実を通じて、業務の効率化や行政サービスの向上につなげていきたいと考えています。

次に、3点目のDX推進計画に基づき、令和6年度に実施したDX推進プロジェクトについては、窓口DX・オンライン申請プロジェクト及び生成AI活用プロジェクトを推進してきました。これらの取組により、電子申請などのオンライン申請システムの整備や生成AIを活用した庁内データ活用モデルの構築を進め、担当職員自らがデジタルツールを業務に効果的に活用できるようになったことは成果であると認識しています。

一方で、今後の課題としては、全職員がDXの必要性を十分に理解し、整備したデジタル環境を積極的に活用していくための意識改革が求められています。加えて、職員のデジタルスキル向上も不可欠であると考えています。このため、DXに関する情報共有を徹底するとともに、デジタル人材育成のための学びの機会を充実させることで、業務の効率化はもとより、市民サービスの質の向上へと成果をつなげていきたいと考えています。

○委員（越智克範） まず、AI会議支援ツールに要した費用を聞きましたが、実際にはAI会議支援ツールをどのように活用して、どのような効果が出ていますか。

もう1点、DXの今後の推進のために、研修や説明会、マニュアル整備などをされていますが、予算が非常に少ないと思います。今後強化していく方策をどのようにお考えですか。

○西原次長（デジタル戦略課長） まず1点目のAI会議支援ツールについては、会議録を作成するツールで、会議の音声テキスト変換するものです。

2点目については、職員のデジタル人材育成など、これまでは職員が説明や研修を実施したり、外部のオンライン講師を利用したりしていましたが、全国的にもデジタル人材の育成は重要と認識されていますので、今後は人材育成に経費をかけていくようなプログラムの検討とデジタル環境の整備など、効果的に予算をかけていくよう計画していきたいと考えています。

午後 0時01分休憩



午後 1時00分再開

### 【シティブランド戦略推進事業費】

○委員（加藤昌延） シティブランド戦略実施計画に基づく各種事業の内訳と、事業ごとの成果を

どのように捉えていますか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 まず、シティブランド戦略実施計画に基づく各種事業の内訳としては、地域課題の解決に向け、高校生などに政策提案をいただく取組である新居浜みらい会議の開催費用63万3,637円、NHK朝ドラ誘致に関する取組にかかった費用16万7,640円、その他広報プロモーション費用124万321円となっております。

次に、事業ごとの成果についてですが、新居浜みらい会議開催事業については、令和5年度より、本市の未来を担う市内の高校生から、市の課題解決に向けた政策提案をいただく、高校生政策アイデアコンテストを実施しており、若い価値観による、これまでにない取組が生まれるとともに、提案された事業ノウハウが関係団体に引き継がれ、継続して事業実施されているという成果も生まれています。

また、当事業をきっかけとして、若者の地域との結びつき強化や市への愛着、誇りの醸成につながっているものと考えています。

次に、NHK朝ドラ誘致については、取組開始から2年が経過し、講座や各種イベントでのPRをはじめ、関西での巡回パネル展等の開催を通じて、令和7年9月末時点で11万2,729筆の署名をいただいております。市民への機運の醸成も図れてきているものと考えています。

その他広報プロモーションにつきましては、タウン誌やウェブ広告を活用した広報、SNS等での市内外への情報発信を行っており、シティブランド戦略の目標指標であるインスタグラムのフォロワー数につきましても、順調に推移しています。

### 【地域活性化起業人プログラム活用推進事業費】

○委員（渡辺高博） 1点目、受入件数とその傾向について、企業派遣型もしくは副業型なのか。

2点目、人材のマッチングに向けた具体的なアクションについて。

3点目、受入れ機関とその業務内容について。

4点目、支出の内訳について。

5点目、戦略的に制度を活用して補っていききたい機能について、お伺いします。

○松原総括次長（総合政策課長） まず、受入件数とその傾向について、令和6年度においては、

地域活性化起業人制度の企業派遣型を活用し、1名を受け入れています。

次に、人材のマッチングに向けたアクションについてですが、本制度の活用にあたっては、派遣元と受入自治体との間で、国の要綱に規定する各項目を協議した上で、派遣に係る協定を締結し、受入れを開始することとなっています。

本市での令和6年度の受入者1名については、令和4年度から受入れを開始した者で、その際には、派遣元となるソフトバンク株式会社と本市の間で、派遣の目的や業務、条件面等に係る協定を重ね、派遣に関する協定の締結及び協定書に基づく覚書を交わした上で、受入れを行っております。

令和6年度は、新たな制度活用を検討しなかったため、マッチングに向けた活動は行っていません。

次に、受入れ期間と業務内容ですが、本制度は、国の要綱では、6月以上3年以内の期間、継続して地域活性化等につながる業務に従事することとされています。こうした国の要綱を踏まえ、本市の令和6年度受入者1名については、派遣元との協定書において、派遣期間を1年とし、双方の協議により延長等を行うことができる規定としています。

また、令和6年度の業務内容としては、マルチタスク車両を活用したオンライン診療の実施に向けた運用手法の検討や技術的支援、スマートシティ推進協議会の運営、高齢者向けスマホ教室の実施支援などに従事いただきました。

次に、支出の内訳についてですが、全額が職員の派遣に関する協定書に基づき、ソフトバンク株式会社が当該派遣者に支給した給与等に対する本市の負担分として負担金を支出したものになります。

最後に、戦略的に制度を活用して補っていききたい機能についてですが、本制度による派遣社員受入れを通じ、民間企業のノウハウや専門的な知見を生かした本市のDX促進と、デジタル技術を活用した地域活性化を推進していきたいと考えています。最新技術や先進事例の情報を踏まえた業務効率化や市民サービス向上に関する提案は、行政にはない視点を補っていただけるものと考えています。

#### 【移住定住応援推進費】

○委員（越智克範） 1点目に、お試し移住用住宅、移住支援住宅ともに令和5年度より利用者数が減少していますが、この事態をどのように捉えていますか。また、ここ数年の推移はどのように、対策などの効果をどう評価していますか。

2点目に、国庫支出金が令和6年度からなくなっていますが、その理由は何でしょうか。

3点目に、本市への移住者が住宅を新築、購入、改修する場合の費用の補助がなくなっているのはなぜでしょうか。また、空き家バンク物件を改修する費用補助もなくなっていますけど、どうなっていますか。

4点目に、今後の事業推進への対策はどのように考えられていますか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 まず、お試し移住用住宅の利用者数の減少については、年によって変動があり、令和6年度は令和5年度に比べ減少しているものの、例年並みの利用者数となっています。

次に、移住支援住宅の利用者数の減少については、定住希望者向けとして、入居可能期限を2年としており、順次退去された結果によるものです。

次に、ここ数年の利用者数の推移としては、お試し移住用住宅の利用者数は、令和4年度が21組39人、令和5年度が32組70人、令和6年度が21組51人となっています。移住支援住宅の入居者数については、令和4年度が11世帯25人、令和5年度が7世帯20人、令和6年度が2世帯8人となっています。

次に、対策などの効果及び評価については、移住フェア参加やプロモーション事業等を通して、各種媒体での周知、利用期間中の満足度向上に努めており、当制度を利用された方や、実際に移住・定住につながっている人がいることから、一定の効果があるものと考えています。

次に、国庫支出金が令和6年度からなくなった理由については、ワクリエ新居浜を拠点とした産業振興と生涯活躍のまち推進事業を対象として、令和3年度から交付を受けていた地方創生推進交付金の3年の交付期間が終了したことによるものです。

次に、本市への移住者が住宅を新築、購入、改修することに対する補助金については、令和2年度から令和4年度の3年間事業を実施し、現在は

終了しています。

また、空き家バンク物件の改修補助金については、愛媛県との協調補助事業として、現在も事業を実施していますが、令和6年度は申請がありませんでした。

次に、事業推進への対策としては、引き続き移住相談窓口の設置や移住フェアへの参加のほか、空き家バンク、お試し移住用住宅の運営、各種補助事業を実施するなど、移住を検討されている方から定住を希望される方までがスムーズに移住、定住できるよう、きめ細やかな対応に努めるとともに、広報テレビ番組等、あらゆる媒体においてPRを行い、移住、定住の促進を図っています。

**○委員（越智克範）** 国庫支出金がなくなって、地方創生推進交付金に代わるものはないのでしょうか。特に、こういう事業を推進するに当たって、補助というのは重要な役割を占めるとは思いますが、いかがでしょうか。

それと、県との協調補助事業として実施している、空き家バンク物件の改修補助金について、申請がなかったとのことでしたが、移住者に対する周知についてはどのように考えていますか。

**○吉岡シティプロモーション推進課長** まず、国庫支出金等に代わる補助についてですが、移住支援については、なかなか該当する補助金がなく、ほかの事業に関しては、県の人口減少対策総合交付金を活用し、シティブランドやシティプロモーションの事業を一部実施しています。

次に、周知については、大阪、東京での移住フェアや移住定住ポータルサイトでのPR、また、以前作成した移住定住促進ドラマでの紹介等で周知を行っています。

**○委員（井谷幸恵）** 1点目、事業ごとの内訳はどのようになっていますか。

2点目、移住を決心された方は何人ぐらいですか。一番の決め手は何でしたか。

3点目、予算に対して80%ほどしか使っていませんが、その理由は何でしたか。

**○吉岡シティプロモーション推進課長** まず、事業ごとの内訳としては、移住相談推進事業として、シティプロモーション推進課内への移住相談窓口の設置に伴う人件費や、東京、大阪で開催された移住フェアへの出展等にかかった費用360万3,383円、移住体験促進事業として、お試し移住用住宅や移住支援住宅の管理、運営にかかった費

用86万8,380円、空き家バンク推進事業として、空き家バンクのシステム利用料6万6,000円となっています。

次に、移住を決心された人、本市への移住者数については、令和6年度442人となっています。

次に、移住の一番の決め手については、転入時に実施しているアンケート結果から、本市企業への就職や転職といった、仕事を理由に移住される方が最も多くなっていることから、本市の多彩なものづくり産業の集積による豊富な仕事、求人が、移住の決め手となっているものと考えています。

次に、予算執行が80%となっている理由としては、お試し移住用住宅及び移住支援住宅の修繕費の見込み減等が要因です。

#### **【企業版ふるさと納税促進事業費】**

**○委員（合田晋一郎）** 企業版ふるさと納税の活用を広げるためにどのような施策を検討しましたか。

また、事業の成果をどのように捉えていますか。

**○松原総括次長（総合政策課長）** まず、企業版ふるさと納税の活用を広げるための施策の検討についてですが、活用を広げるためには、関心のある企業への適切なアプローチや寄附の動機づけにつながるメリット等の効果的な情報発信が必要であるとの考えの下、令和6年11月に、民間企業との間で、企業版ふるさと納税の促進に関する新たな連携契約を締結し、新たな情報発信素材の作成や営業展開に取り組みました。

次に、事業の成果についてですが、令和6年11月に契約を締結した民間企業を通じて11件、総額350万円の寄附があり、これは、寄附総額の約53%を占めています。加えて、令和6年度の寄附総額は、昨年度比で約170%と増加しており、新たな取組に基づく一定の成果が出ているものと考えています。

**○委員（渡辺高博）** 1点目、支出の内訳について。

2点目、企業版ふるさと納税の実績として件数と金額について。

3点目、実績を踏まえた方向性についてどう考えていますか。

**○松原総括次長（総合政策課長）** まず、支出の内訳については、連携する民間企業等を通じた企

業版ふるさと納税の成約時に支払う手数料が77万円で、寄附金を振り込んでいただく際に、振込エラーになった1案件に係る処理手数料が1,375円となっています。

次に、令和6年度の実績についてですが、まず、現金寄附が19件で合計610万円、また、物品寄附が1件で47万5,200円の寄附を受領しており、合わせて20件で、総額が657万5,200円となっています。

次に、実績を踏まえた方向性についてですが、令和6年度の実績は、昨年度比で約170%増加していますが、その内容を分析してみると、新たな連携をスタートした民間企業を通じた寄附額が総額の5割超を占めている点、また、寄附件数20件のうち、約半数が大阪・関西万博PR推進事業への寄附となっている点が特徴となっています。こうした状況を踏まえ、今後は制度に関心のある企業へのより効果的なアプローチや企業にとって魅力を感じていただける寄附対象事業の造成に注力していきたいと考えています。

#### 【端出場水力発電所管理運営費】

○委員（大條雅久） 委託している管理運営の内容と、修繕や清掃、環境整備はどのようにしているのでしょうか。

○土岐別子銅山文化遺産課長 まず、指定管理者制度により委託している旧端出場水力発電所の管理運営の内容については、開館、閉館等の作業や日常的な清掃のほか、消防・警備設備の保守点検、除草作業、施設の開館状況の案内や問合せ対応、緊急時の対応といった、維持管理や運営に関する業務です。

続いて、修繕や清掃、環境整備についてですが、まず、修繕については、文化財に該当する重要な場所の設備は市が行い、軽易なものについては指定管理者が行うこととしています。

次に、清掃、環境整備については指定管理者が行っており、館内及び園路の掃き掃除など、日常の清掃のほか、年1回、2月の休館期間に美装作業を行っています。また、周辺の除草作業は年2回行っています。

○委員（大條雅久） 案内板にQRコードが幾つかあり、例えばペルトン水車の映像が見られるようにしていたと思いますが、先月お客様を案内したときに、うまく映像が出ませんでした。毎日もしくは定期的なQRコードの点検はどちらがして

いるのでしょうか。また、実際しているのでしょうか。

○土岐別子銅山文化遺産課長 QRコード、いわゆるARアプリの保守点検業務については、直接市が委託して行っています。ただ、日常的に毎日の映像確認は恐らく行っていないのではないかと考えています。映像が映らなかったに関しては確認ができていませんでした。

また、アプリをダウンロードしないとその映像が見えない状態になっており、もしかすると、そういったところもあったのかもしれないと想像されます。

○委員（大條雅久） これは観光客、個人のスマホの問題も十分考えられますが、私自身が2度ほど実際映像を見られなかったということがあり、電波の状況などあるのかもしれないですが、先ほどの答弁は、市が直接点検をしているが、定期的な点検はしていないということですか。

○土岐別子銅山文化遺産課長 アプリそのものの保守点検は市が業務委託し、管理していますが、日常的な映像確認は行っていません。

○委員（大條雅久） 毎日の扉の開閉等を委託されているのであれば、毎日人がいるので、日常業務として点検することは、委託業務として可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○土岐別子銅山文化遺産課長 日常的な業務の中で、あらゆる来館者の方が御不便を感じないように、指定管理者であるマイントピア別子と協議して、健全な状態に維持できるように努めたいと思います。

#### 【山田社宅管理運営費】

○委員（野田明里） 1点目、住友山田社宅の管理運営費883万1,000円の内訳と近年の推移について。

2点目、令和6年度の来場者数と近年の推移について。来場者数を増やすための取組や工夫はどのようなことを行っており、前年度から追加したことは何かありますか。

3点目、山田社宅の開館は週1回日曜日の10時から12時ですが、その理由は。この開館時間は十分ですか。

4点目、建物を長く保存するためにどのような取組を行っていますか。風通し等はどうかされていますか。

5点目、山田社宅の管理は今後どのようにして

いきますか。

○土岐別子銅山文化遺産課長 まず、住友山田社宅の管理運営費883万1,000円の内訳についてですが、消耗品費16万6,000円、光熱水費22万円、火災保険料7万9,000円、業務委託料434万9,000円、借地料401万7,000円となっています。

近年の推移についてですが、令和5年度が約891万円、令和4年度は約889万円で、概ね同等な金額で推移しています。

次に、令和6年度の来場者数と近年の推移についてですが、現在、山田社宅は整備工事のため、仮オープンですが、令和6年度の来場者数は開館43日で340名となっています。近年の推移については、令和3年度より耐震補強工事が完了した別子鉱業所長社宅と化学幹部社宅の2棟について限定公開いわゆる仮オープンを開始しており、令和3年度が開館43日で462名、令和4年度が開館90日で777名、令和5年度が開館76日で480名となっています。

来場者を増やすための取組としては、まだ本オープンではないため、精力的な広報は行っていないのが実情です。しかしながら、ホームページでの広報のほか、学生を対象とした現地講座や星越エリアでのウォーキングイベントを実施しており、住友関係者などの視察にも応対しています。なお、今年度から園路の一部が完成しました外国人技師東社宅を加えて、3棟を限定公開しています。また、図書館の講座として、山田社宅の現地見学を行ったところ、募集定員を上回る応募がありました。

次に、山田社宅の開館が、週1回、日曜日の10時から12時についての理由、また、十分であるかについてですが、現在、山田社宅は仮オープンのため、限定的に毎週日曜日、冬季は第2・第4日曜日に開館しています。本オープンの際には、休館日や開館時間について考慮していきたいと考えています。

次に、建物を長く保存するためにどのような取組を行っているかについてですが、公開日や週1回の清掃日などに換気を行っています。また、随時、燻煙剤による害虫対策などを行っています。

次に、山田社宅の管理はどのようにしていくのかについてですが、公開活用の充実、管理運営の効率化の面から、民間事業者の知見や経験に基づいた管理運営が望ましく、将来的には指定管理者

による管理運営体制を想定しています。

○委員（野田明里） 本オープンはいつを予定していますか。また、本オープン後も、これまでと同じように施設内の見学程度にとどまるような取組になるのでしょうか。

○土岐別子銅山文化遺産課長 今年度も周辺整備工事を予定しており、まだ今年度の工事でも完成しない状況です。現在、令和8年度の整備工事の内容について協議、検討しているところであり、その後の活用、運営の体制についても併せて検討しているところです。

したがって、本オープンについては、令和9年度以降となります。

○委員（片平恵美） 成果について教えてください。

○土岐別子銅山文化遺産課長 成果についてですが、現在、仮オープンのため、来場者は限定的ではありますが、住友山田社宅は別子銅山産業遺産の一つであり、当時の様子がうかがえる建物であることから、歴史の生き証人として、ご来場いただいた方々からは好評を得ています。今後、本オープンによって、別子銅山産業遺産の意義についても、次世代へ継承できるものと考えています。

○委員（片平恵美） たくさんの方に見に来ていただくと思ったら、1回行った人がまた来てみたいと思うような要素が必要ではないかと思いますが、本オープンに向けて、来場者がまた来たいと思えるようなものにするために、何か考えていることはありますか。

○土岐別子銅山文化遺産課長 現在、オープン後の活用方法、運営方法について協議、検討しているところですので、来場者にレポートしていただけるような内容にできるように、併せて検討していきたいと考えています。

#### 【山田社宅整備事業】

○委員（片平恵美） 山田社宅整備事業をずっと行ってこられました、これまでにかけた総額を教えてください。

○土岐別子銅山文化遺産課長 山田社宅整備事業にこれまでかけた総額についてですが、山田社宅6棟の整備事業について、平成30年度に地方創生予算を活用して実施した別子鉱業所長社宅と化学幹部社宅の耐震補強工事が約9,500万円となっています。

そして、令和2年度から空き家対策総合支援事

業を活用して、残る4棟の耐震補強等の工事を行い、令和6年度に建物の耐震補強工事は完了しましたが、現在も園路や雨水排水設備などの周辺整備を実施しているところです。この令和2年度から令和6年度までの総額は約2億8,300万円です。

○委員（片平恵美） 令和9年度以降のオープンになるのではないかという話を伺いましたが、この周辺の工事が終わったら完成ということになるのか、まだ続きがあるのか、教えてください。

○土岐別子銅山文化遺産課長 現時点では、周辺整備工事が終わり次第完成と考えていますので、それを踏まえて本オープンという形の運用を考えています。

#### 【新市民文化センター建設準備事業費】

○委員（越智克範） 1点目、当初予算ではPFIの導入可能性調査と管理運営方針の検討となっていました。PFI、管理運営方針の検討結果はどのようなものになったのでしょうか。

2点目、民間活力導入可能性調査業務となっていますが、PFIのことを言っているのか、なぜこの民間活力に言い直したのか。また、もし民間活力がPFIと違うのであれば、その成果は何でしょうか。

3点目、令和6年度の検討結果を受け、どのような事業推進を考えられていますか。

○中沢文化振興課長 まず、導入可能性調査についてですが、従来手法と民間の資金やノウハウを活用する方式について比較検討を行い、DBO方式が望ましい手法であると報告を受けています。

次に、管理運営方針につきましては、基本構想、基本計画において定めた市民文化センターの整備方針や管理、運営の考え方などを踏まえ、新施設の事業計画案、組織計画案、利用規則の基本的な考え方を検討し、素案を作成しています。

次に、民間活力導入可能性調査の名称については、国の補助事業が民間資金等活用事業調査となっており、この名称に合わせていますが、内容としてはPFI導入可能性調査と同様のものとなっています。

次に、令和6年度の検討結果を受けた今後の事業推進についてですが、現在の計画で事業を実施する場合は、検討結果に基づき事業手法を最終決定し、DBO方式で事業推進が選択された場合は、要求水準書等を作成して事業者を募集するこ

とになると考えています。

○委員（越智克範） 成果として、この市民文化センターは建設する方向で検討しているということですか。

○中沢文化振興課長 今回の調査結果については、事業手法としてはDBO方式が望ましいというところまでとどまっています。管理運営方針についても素案の状況ですので、建設する方向で進んでいるものではありません。

○委員（越智克範） もう一つよく分からないのですが、DBO方式を選んで、文化センターを来年度から建設する方向で検討するということですか。

○中沢文化振興課長 現段階では、その方式の報告を受けておりまして、それ以上の決定には至っていません。

○委員（大條雅久） 令和6年3月に決定した基本計画を受けて、今回資料提供もしていただいた新居浜市市民文化センター管理運営方針案の中で、事業者の選定が令和8年度というタイムスケジュールが組まれているんですが、準備は既に行っているのですか。

また、業者だけではなく民間活力を取り込むという意味で、市民参画、協働の在り方ということも検討されています。市民が参画する、協働してつくっていくための準備は始めているのですか。

○委員長（藤田誠一） 大條委員、通告していた2つの質疑のどちらに当てはまりますか。

○委員（大條雅久） 1に当てはまります。

また、基本構想で定めた4つの整備方針の一つに、中央公園との一体性の特徴を生かして市民が集える場所という方針が出ていますが、この方針からすると、開発のエリア、ゾーンが今の文化センターの敷地と中央公園を一体化するということになっています。その一体化する上で、ちょうど真ん中に民間の駐車場がありますが、ここの整理のほうは既に手をつけられたのかどうかもお聞きします。

○委員長（藤田誠一） まず、通告していた2つについて答弁をもらいたいと思いますが、それによろしいですか。

○委員（大條雅久） はい。策定した管理運営方針の内容と、建設に向けた周辺環境整備について伺います。

○中沢文化振興課長 まず、1点目、管理運営方

針については、基本構想、基本計画において定めた新市民文化センターの整備方針や管理、運営の考え方などを踏まえ、新施設の事業計画案、組織計画案、利用規則の基本的な考え方等を検討し、素案を作成いたしています。

先ほど御質問いただきました事業者選定の準備については、管理運営方針には素案の段階でありまして、決定されたものではないため、この素案の中の事業で進んでいるものはありません。民間との協働の在り方についても、こちらの管理運営方針の中で当然必要だという認識ですので、素案の段階では必要だと認識しています。

施設建設に向けた周辺環境整備については、基本構想、基本計画の中では中央公園を含めて一体的に整備を行うこととしていますので、現在の計画の中で事業を実施する場合は、基本設計の段階で整備の方向性を検討し、実施設計において具体的に決定していくものと考えています。

○委員（大條雅久） 市民文化センターの寿命、安全性の時期について、いつまで使えるかということ既に検討した上で、基本構想は組まれてきたと思います。案として出ている令和8年度事業者選定というのも、そういう施設の安全性を見た上でのタイムスケジュールだったと思いますので、いつ、どの程度まで進めているのかということ再度お聞きしたいのですが、お答えいただけませんか。

それともう一つ、一体的に利用するためには、ちょうど中央に分断する形で民間の駐車場がありますが、地権者は土地改良区ということで、これは市も権利のある土地のようなのですが、上地の使用権に関しての交渉等、既に始められたのではないですかということをお聞きしたいのですが。

○中沢文化振興課長 文化センターの管理運営方針については、先ほど申し上げたように現段階では素案というところで、決定されたものではありませんので、これ以上、現段階で進んでいるものはありません。

駐車場として利用されている場所については、所管課が異なりますので、そちらでの対応になるかと思っておりますので、現在、文化振興課で状況を把握してはいません。

○委員（大條雅久） 建設準備事業費が2,090万円、その前の基本構想を作成するに当たっての費用等も含めて、ここまでに費やされた費用は総額

幾らになりますか。

午後 1時47分休憩

午後 1時47分再開

○中沢文化振興課長 令和4年度は基本構想の策定費として1,545万2,000円、令和5年度は基本計画の策定費として1,820万円となっています。

○委員（近藤司） 令和6年度2,090万円の決算額となっていますが、どこに調査を依頼したのですか。

○中沢文化振興課長 令和6年度は、新居浜市市民文化センター再整備事業における民間活力導入可能性調査及び管理運営方針策定支援事業及び市民文化センター地盤調査業務を実施しました。

まず、新居浜市市民文化センター再整備事業における民間活力導入可能性調査及び管理運営方針策定支援業務についてはJRI・IRC共同企業体に委託し、民間活力導入可能性調査では、従来手法と民間の資金やノウハウを活用する方式について、比較検討を行いました。

管理運営方針策定支援業務では、基本構想、基本計画において定めた市民文化センターの整備方針や管理運営の考え方などを踏まえ、新施設の事業計画案、組織計画案、利用規則の基本的な考え方を検討しました。

次に、市民文化センター地盤調査業務では、市民文化センター敷地内2か所のボーリング調査を行いました。

○委員（近藤司） PFI手法において、DBO方式でいきたいという話がありましたが、今、文化センターの建て替えをどうするかということが決定していないため、ストップしている状態と捉えていいですか。

○中沢文化振興課長 現在の文化センターの状況については、令和6年度に実施した事業以降、進んでいるものはありません。

○委員（近藤司） ということは、これから設計、建設、維持管理、運営などについて、事業者グループに向けて、今後予算化されない限りは進めないという状態ですか。

○中沢文化振興課長 事業の進行については、現在検討している状況ですので、その検討結果については、また御報告させていただくようになるかと思っております。

○委員（近藤司） 検討した結果、進める方向に

なった場合は、このDBO手法に沿って、事業者グループを募って事業を進めていくという方向になるのですか。

○中沢文化振興課長 検討結果としてDBO方式が望ましいとされていますが、今後、庁内において手法を決定していくようになるため、現段階でDBO方式と決定しているものではありません。

○委員（近藤司） 新居浜市の場合は住友企業がありますが、今後に向けて住友企業にも打診をするというようなことには今の段階では進めないということですか。

○中沢文化振興課長 現段階の状況では、担当課において、令和6年度事業以降、行っているものはありません。

○委員（山本健十郎） 現在の市民文化センターは、何年まで営業できるのですか。

○中沢文化振興課長 当初の計画で令和9年度末まででしたが、延命化が可能かどうかを検討するというので、議会でも市長から答弁させていただいており、現在その状況の整理をしているところです。

○委員（山本健十郎） 市民が利用できなくなるのは何年か、恐らく検討していると思いますが、現時点でどのように判断していますか。

○中沢文化振興課長 現時点では、延命化も含めて検討するというので状況整理していますので、現段階でいつまでというのは決まっています。

#### 【eスポーツ大会開催事業費】

○委員（大條雅久） 大会の目的と内容、開催主体と参加者について、参加を呼びかけてきた層、また、その大会に参加した人数について、お答えください。

○尾藤スポーツ振興課長 まず、大会の目的と内容についてですが、本事業は令和5年度補助事業公募審査会において採択されたものです。内容はeスポーツ大会、種目はスマッシュブラザーズを開催し、誰もがフラットに競い合える場を提供し、本来経験し得なかった緊張感や達成感を味わってもらうことに加え、保護者を対象に、スマホやゲーム機の正しい使い方の理解促進の場とするものです。

次に、開催主体と参加者について、参加を呼びかけたターゲットと参加者数についてですが、開催主体は新居浜市PTA連合会です。参加者は、

市内の小中学生と保護者を対象としており、市内小中学校へのチラシ配布に併せて適応指導教室や不登校を支援する団体にも案内を行っており、参加人数は、小学生が135名、中学生が35名、保護者等が約200名と報告を受けています。

○委員（大條雅久） eスポーツ自体はプロもあり、非常に海外も日本も盛んだと思いますが、令和5年、公募補助金でスタートしたのは覚えています。令和6年度も同じく公募だったのですか。

対象が市内の小中学生ということですが、趣旨としては、もっと市外へも広げてもいいような内容ではないかなという思いがあり、お聞きしました。令和6年度、2年目を実施するに当たって、呼びかける対象を広くするといった発想はなかったのですか。

○尾藤スポーツ振興課長 令和6年度も公募補助金で採択を受けています。公募補助金で採択を受けていることから、事業主体は団体であり、新居浜市のPTA連合会が実施していますので、市内の小中学生が対象になったのではないかと考えています。

#### 【体育施設環境整備事業】

○委員（山本健十郎） まず、事業費4億8,399万8,000円、主に施設の補修工事に要した経費ですが、主要な工事の内容について伺います。

2点目、山根公園内施設、東雲陸上競技場の改修、市営野球場等の取組だと思いますが、総合運動公園などの建設の見通しが非常に不透明な中で、施設運営に支障なく進んでいけるのでしょうか。現時点の対応について伺います。

○尾藤スポーツ振興課長 まず、主要な工事の内容についてですが、山根公園屋内プール改修工事については、主に老朽化した天井部分の鉄骨及び吸音パネル等を改修しています。

次に、市民体育館、東雲市民プール、山根公園テニスコート、山根公園屋内プール、山根総合体育館の各施設にある高圧受変電設備について、老朽化した機器の更新を行っています。

次に、市営野球場の各改修工事については、1階中央部及び両翼のトイレの洋式化に合わせた改修と上下水道設備の改修です。また、老朽化したバックネットの屋根の改修と、球場の屋内への雨漏り対策として、観覧席の一部の防水工事を行いました。

最後に、東雲競技場については、ウレタン走路

の全面改修、投てき用の囲い袖の一部改修を行ったものです。

次に、総合運動公園などの建設の見通しが不透明な中で施設運営は支障なく進んでいけるのかとその対応についてですが、現在運営している施設について、順次、老朽化対策や設備改修を行い、それぞれの施設運営に支障を来すことなく耐用年数まで使用できるよう、適正な維持管理に取り組んでまいりたいと考えています。

○委員（山本健十郎） 今回の補修工事以外も含めて、スポーツ施設全般で、大きな改修が現時点で必要なのか、また、そういう補修工事が今後出てくるのか伺います。

○尾藤スポーツ振興課長 施設自体が老朽化しているものが多く、修繕等必要な箇所についてはその都度改修し、市民の皆さんに安全に御利用いただけるように努めたいと考えています。

#### 【市庁舎大規模改修事業】

○副委員長（高塚広義） 1点目、2億4,840万円の事業費の内訳について伺います。

2点目、市庁舎大規模改修工事の建築・電気設備・機械設備改修の工事内容について伺います。あわせて、この改修で寿命がどの程度延長できるのか伺います。

3点目、当初の計画では1階は駐輪場、2階は配電設備でしたが、高圧受変電設備工事の計画が変更になった理由は何でしょうか。また、工事費は増えていますか。

4点目、今回の工事を実施する中で課題はありましたか。

5点目、当初予算と工事費実績でどの程度の開きがありましたか。

○高橋管財課長 まず、市庁舎大規模改修工事にかかる令和6年度実施分の前金払で機械設備工事が4,740万円、建築工事が4,000万円、電気設備工事が5,140万円の合計1億3,880万円となっており、市庁舎東側の受変電設備管理棟への移設工事にかかる前金払が8,280万円、中央監視設備の車庫棟2階への移設工事の前金払が2,680万円の合計1億960万円、これらの合計で2億4,840万円となっています。

次に、工事内容等については、建築工事は天井落下防止改修、壁塗装改修、カーペットの改修などを行っています。電気設備工事は放送・自火報設備の機器及び配線の改修、一般電灯、コンセン

トの天井内の配線及び盤の改修などを行っています。機械設備工事は給排水配管改修、空調用配管の改修などを行っています。今回の改修工事によって、市庁舎建築から70年となる2050年まで使用が可能になると考えています。

次に、計画を変更した理由については、1階を駐輪場、2階を配電設備として令和4年度事業での実施を予定していましたが、物価上昇等に伴う資材費の高騰により予定通りの実施ができなくなりました。そのため、床面積を削減して屋根形状を見直して平屋にするなど、建物の規模からの見直しを行い、令和5年度に工事を行いました。駐輪場をなくしたことによって、設計金額ベースで約1,600万円の減となりました。

次に、今回の工事を実施する中で特に大きな課題はありませんでした。

次に、当初予算と工事費実績の開きについてですが、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、中央監視設備工事、受変電設備工事の合計当初予算額は22億5,910万円でしたが、現時点での契約額は12億2,791万9,000円で、約10億3,000万円の開きがあります。これは、既存の設備棟において過去に改修して今後も使用できる部分を対象外としたほか、工事発注方法を見直すなどして経費削減を行ったためです。

○副委員長（高塚広義） 今回の工事において、人件費の高騰による影響はありませんでしたか。

○高橋管財課長 当初は物価スライド条項で対応することも想定していましたが、現時点で人件費の高騰による契約額変更の予定はありません。

○委員（伊藤義男） 予定していた受変電設備棟1階の駐輪場の設置をやめたことによる影響はないのでしょうか。

○高橋管財課長 庁舎南側駐輪場に市民の駐輪スペースを設けたほか、庁舎の北側の駐車場3台分も駐輪スペースに充て、できるだけ駐輪台数を確保しています。

午後 2時09分休憩

午後 2時20分再開

#### 認定第2号 第2グループ質疑

##### 【民生児童委員費】

○委員（野田明里） 1点目、民生児童委員はどのような方が担っているのでしょうか。また、ど

のように任命されていますか。

2点目、具体的に、どのような方からどのような相談を受け、そこからどのような支援につながっているのか、具体的な相談内容を教えてください。

3点目、3,784万4,000円の具体的な内訳を教えてください。

4点目、課題をどのように認識しているのでしょうか。

**○真鍋地域福祉課長** まず、民生児童委員はどのような方が担ってくださるのか、どのように任命されているのかですが、民生児童委員は、その地域に居住し、その地域の実情をよく知っている、また知りやすい立場にある人で、地域の人からの信望があり、どのようなことでも、地域の住民がいつでも気軽に相談できる人で、自身の生活が安定し、家族の理解、協力が得られ、活動に相当の時間を割くことができ、健康である方が民生児童委員適格者とされています。

選任については、本市では、市内18の旧小学校区ごとに、地域福祉活動に関わりの深い8名から10名程度で構成をする校区推薦準備会から推薦をいただきます。その後、新居浜市民生委員推薦会において、その結果を参考に愛媛県知事に民生児童委員を推薦し、厚生労働大臣から委嘱されることとなっています。

次に、具体的にどのような相談を受け、どのような支援につながっているのか、具体的な相談内容についてですが、民生児童委員への相談は、多岐にわたる地域の福祉課題を解決するための最初の一步となり、身近な相談相手として、行政や専門機関へのつなぎ役として重要な役割を果たしています。

具体的な相談事例としては、独居高齢者の方から見守りや安否確認の要望があり、民生児童委員や見守り推進員が定期的な訪問や声かけを行っている事例や、日常生活に不安がある方の相談については、地域包括支援センターと連携し、介護保険サービスの利用につながった事例などがあります。

また、子育て世帯に関しては、主任児童委員が中心となって相談を受けていますが、相談内容に応じて、支援の必要な保護者へのフォローや保健師等の支援につなげることで、個々の家庭が抱える課題に応じた子育て支援を実施しています。

次に、具体的な内訳についてですが、支出の主なものとして、3年に1度の改選に向けた市推薦会開催に当たっての委員報酬が9万円、民生児童委員活動のための実費弁償費が3,587万5,682円、民生児童委員協議会理事先進地研修への同行旅費が3万7,042円、年度版の民生委員・児童委員手帳購入費が21万7,000円、通信運搬費が7,000円、県民生児童委員協議会負担金が161万7,000円となっています。

次に、課題については、地域住民の高齢化、老年延長や再雇用などにより高齢期でも働き続ける方が増加しているほか、仕事や介護、育児などの理由により時間的に余裕のない人が増加したことなどから、民生児童委員の高齢化が進み、成り手不足となっていることが課題と考えています。

### 【生活困窮者自立支援事業費】

**○委員（伊藤優子）** 生活困窮者自立支援制度は生活保護に至る前の段階で困窮している人への相談、支援を行い、自立に向けたサポートをする仕組みですが、何人へのサポートですか。

次に、主な支援内容はどのような項目がありますか。

また、生活保護にならないで、自立された方は何人いますか。

**○越智生活福祉課長** まず、サポートした人数ですが、令和5年度から支援を継続している方の人数は55人で令和6年度の新規支援者数は279人となります。

次に、2点目の主な支援内容についてですが、業務委託している新居浜市社会福祉協議会が自立相談支援センターとして相談窓口となり、本人の状況に応じて、就労支援、家計改善支援、住居確保支援、関係機関や他制度につなぐ支援等を行っています。

次に、3点目の自立された方の人数についてですが、新規支援者数279人のうち、就労等による収入増で自立に至ったのが13人、家計改善により自立に至ったのが13人、合計26人が経済的自立を図れたものと認識しています。

**○副委員長（高塚広義）** 1点目、1,789万7,000円の事業費の内訳についてお伺いします。

2点目、ここ数年の相談件数、相談内容、相談者の年齢などを伺います。

3点目、相談窓口や対応に当たる方の相談体制について、どのように認識しているのか伺いま

す。

4点目、まだ多くの方がこの制度を知らなくて困っている方がいると思われそうですが、制度の広報についての認識を伺います。

5点目、できれば就職ができ、自立までの支援が求められていますが、この事業に対しての評価、また課題があれば伺います。

**○越智生活福祉課長** まず、1,789万7,000円の事業費の内訳については、新居浜市社会福祉協議会への業務委託料が1,750万8,700円、住居確保給付金の支給額が38万8,600円になります。

次に、2点目の自立相談支援センターでの新規相談件数については、令和4年度が301件、令和5年度が224件、令和6年度が279件となっています。相談内容については、令和4年度は多いものから順に、収入、生活費についてが253件、仕事上の不安についてが111件、病気や健康、障害についてが93件、仕事探し、就職についてが62件、家賃、ローンの支払いについてが51件。令和5年度は、収入、生活費についてが188件、病気や健康、障害についてが106件、住まいについてが70件、仕事探し、就職についてが58件、家賃、ローンの支払いについてが49件。令和6年度は、収入、生活費についてが248件、病気や健康、障害についてが117件、住まいについてが89件、仕事探し、就職についてが68件、仕事上の不安についてが55件となっています。

年齢については、令和4年度は多い年代から順に、50代が17%、70代が16%、60代が14%。令和5年度は50代が21%、40代が20%、70代が16%。令和6年度は70代が24%、50代が18%、40代と60代が14%となっています。

次に、3点目の相談窓口や対応にあたる職員については、委託先の社会福祉協議会権利擁護課の4名で、困窮者支援に携わっています。毎月1回、支援調整会議を開催し、支援プランの内容や困難事例の報告及び協議を行っており、報告内容から、相談解決能力は非常に高いものと認識しています。

また、相談体制についても、必要に応じて確認をしておりますが、現在の相談件数から考えると、きめ細かな支援ができているものと認識しています。

次に、4点目の制度の広報については、ホームページへの掲載やパンフレットを作成するなどし

て行っておりますが、この制度を知らなくて困っている方に対しては、いかに気づいてあげるかが、大事であると考えています。今後においても、民生委員や地域の会などで、制度や役割などの説明を行い、取り残される方がいないように努めていきたいと考えています。

次に、5点目の自立までの支援については、就労支援は相談者の状況に合わせて、ハローワークや作業所等に同行し、寄り添った支援ができているものと認識しています。しかし、相談内容については、複雑で多様化してきており、現在ある社会資源を最大限活用することが求められておりますことから、今後におきましても、関係機関との連携強化に努めていきたいと考えています。

**○副委員長（高塚広義）** 私も何名かの方をお連れして、非常に丁寧に対応してもらっています。いろんな方の相談に対応していけるには、同じメンバーで長年対応されるのが一番の理想だと思いますが、何年かに一度交代されるのか、それとも、ずっと対応されている方がメインで頑張っているのかという現状をお伺いしたいのと、制度の周知という面では、行った先々での非常に丁寧な周知が大事だと思いますが、そのあたりはしっかりできているという認識でいいのでしょうか。

**○越智生活福祉課長** 委託先の体制については、課長を中心に4人体制で対応していますが、きちんと中でも引き継ぐ体制はできています。人数的なことについての心配はありますが、国の国庫負担金の基準から考えても4人が標準だと認識しています。毎月、支援調整会議をしていますが、まだまだ知らないことがたくさんあり、社会資源を開発することも大事ではありますが、今ある資源をもっと使えるように連携の強化を図っていけたらよいと思います。

次に、周知についてですが、昨年も民生委員の会議などで、制度や役割などの説明を行っているが要望があれば、必要に応じて、話をしています。

今年は民生委員の改選がありますので、新しく変わることなので、地域の会などで周知していきたいと考えています。

**○委員（小野志保）** 1番、令和5年度の決算額が1,839万9,000円で減額の理由は何でしょうか。

2番、新規の支援者数と継続中の支援者数、また自立につながった方の人数と業務委託料を教え

てください。

3番、住宅確保給付金の実績と金額を教えてください。

**○越智生活福祉課長** まず、令和6年度の事業費が1,789万7,300円に減額となっている理由についてですが、住居確保給付金の支給額の減少によるものであり、雇用情勢が安定していることや本給付金が原則1度のみで3か月、最長9か月までの支給であったことから、継続的なものでないため、支給件数が減少したものと考えています。

次に、2点目の新規支援者数と継続中の支援者数についてですが、令和6年度の新規支援者数は279人です。また、そのうち支援を継続している方の人数は133人です。

自立につながった方の人数についてですが、新規支援者数279人のうち、就労等による収入増で自立に至ったのが13人、家計改善により自立に至ったのが13人、合計26人が経済的自立を図れたものと認識しており、業務委託料については、新居浜市社会福祉協議会に1,750万8,700円で業務委託しています。

次に、3点目の住居確保給付金についてですが、令和6年度新規申請分のみで、5世帯、支給額は38万8,600円となります。

#### **【医療的ケア児・者非常用発電装置等購入支援事業費】**

**○委員（黒田真徳）** 1点目、18件の利用で、決算額が165万7,000円とありますが、利用者の負担は少なかったと考えていいのでしょうか。

また、事業成果をどのように考えていますか。

利用者、利用要望書の声は確認しましたか。

**○真鍋地域福祉課長** まず、利用者の負担が少なかったかについてですが、使用している医療機器等に必要な電力量や取扱いのしやすさなどから、補助基準額の10万円を目安として検討いただいていると感じており、利用者の御負担を軽減できたものと認識しています。ただし、使用する医療機器、必要な電力量が多い方については、容量の増加に伴い、金額も大きくなってしまったため、高額な自己負担となった場合もあると伺っています。

次に、事業成果についてですが、地域福祉課で把握している医療的ケア児等については、担当者や支援者を通じて、機器を決定した経緯などを伺っています。その中で、多発する災害に対する備えへの不安がありましたが、その対応へのよいき

っかけとなった、補助基準額で購入することができてよかったなどの声をいただいております。事業としての成果はあったものと認識しています。

**○委員（片平恵美）** 対象ではあるけれども、利用しなかった人数が分かれば、教えてください。

また、理由なども分かれば、教えてください。

**○真鍋地域福祉課長** 本事業の対象者は、呼吸器機能障害、または、これに相当する状態、もしくは難病患者等で医師が日常的に電気式の医療機器が必要であると認められる方が対象になっているため、具体的に何人が対象になるのかという数字は把握できていません。

#### **【老人クラブ育成費】**

**○委員（仙波憲一）** 老人クラブの数も減っており、加入人数も増えていないと思いますが、その実態は今どうなっているのでしょうか。

また、それをどう考えられているのか伺います。

**○山本次長（介護福祉課長）** 本市の老人クラブ数、会員数は、過去3年で見ても、令和4年度69クラブ、3,940名から、令和6年度54クラブ、3,242人となっており、15クラブ、698人減少しています。

全国的に見ても、クラブ数、会員数の減少は共通課題となっており、本市におきましても、高齢化が進んでいるにもかかわらず、老人クラブ数、会員の減少傾向に歯止めがかからないのは、まず、60歳から加入できる組織である老人クラブが定年延長等による就労継続などの要因で、60歳から75歳までの若手加入者が非常に少なくなり、会員の高齢化が顕著になっていること。また、従来、同じ地域に住む高齢者の集まりであった単位老人クラブが、趣味や個人の価値観の多様化により、ほかのサークル・スポーツ活動などへ分散化していること。運営の担い手、役員が75歳以上の後期高齢者となっているクラブが多く、人材確保が困難となり、運営そのものが困難となっていること。加えて、令和2年からのコロナ禍による活動自粛の影響や地域のつながりの希薄化、単身世帯の増加など、複数の要因が重なっており、今後、会員数を大きく増加させることは容易ではないものと認識しています。

しかしながら、老人クラブには、今後も地域包括ケアシステムの一翼を担っていただく役割も期待され、健康づくり、介護予防活動の中で、新た

な軽スポーツなどの発掘、広報誌による積極的な広報活動など、特に若手高齢者、アクティブシニア層の会員増強に向けた啓発活動にも、積極的に取り組んでいますので、本市としても、今後も相互連携し、会員の声を聞きながら、その育成、強化に向けた支援について、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

○委員（仙波憲一） 現実はそのとおりだと思います。自治会の中でも老人会をやめようかという人や、自治会自身で老人会をやめようかという自治会もあるので、健康長寿社会という意味では、何か新しいことを考えなきゃいけないのではないかと思います。

その中で特に広報活動はどういうふうに行っているのかを最後にお伺いしたいと思います。

○山本次長（介護福祉課長） 広報活動については、現在、回数は少ないですが、老人クラブで独自に広報誌を作って、会員確保に努めています。

今後、市においても市政だより等でも積極的に発信し、会員ができるだけ増えるよう、老人クラブを支援していかないとはいけませんので、そういう広報活動、SNSなどの広報活動を通じて、老人クラブの会員募集等に努めたいと考えています。

○委員（加藤昌延） 老人クラブ数及び会員数の過去3年の推移を教えてください。

そして、346万3,000円の内訳を教えてください。

○山本次長（介護福祉課長） まず、老人クラブのクラブ数と会員数の過去3年の推移ですが、まず、令和4年度は69クラブ、3,940名、令和5年度は62クラブ、3,506名、令和6年度は54クラブ、3,242名で、この3年間で15クラブ698名が、クラブ数、会員数とも減少しています。

次に、346万3,000円の内訳については、市の老人クラブ連合会と単位老人クラブ支援に係る事務に従事する、専任のパートタイム会計年度任用職員の人件費として、報酬が203万88円、期末勤勉手当58万1,958円、各種保険料等の共済費44万577円、通勤手当等の旅費が4万円、計309万2,623円となっています。

そのほかについては、スポーツ大会等の看護師の日々雇用賃金が1万3,200円、原材料費として老人クラブ等が使用する市内の老人広場の真砂土代が11万4,400円、令和6年度に老人広場の1つ

に仮設トイレを設置しており、その整備費が24万2,000円となっています。

以上でございます。

○委員（加藤昌延） 老人クラブの事務局には、何名の方が従事していますか。

○山本次長（介護福祉課長） 老人クラブの事務局においては、会計年度任用職員が常勤であり、会員さんの中の事務局長が1人います。経費は老人クラブの予算から出ています。常勤でいるのは基本的にその2名になります。

○委員（加藤昌延） 2名の方が常勤で、朝から夕方までいらっしゃるということですよね。

○山本次長（介護福祉課長） 市で雇っている会計年度任用職員は1名で、あとは老人クラブの会員さんの中で事務局長さんという職務の方がおり、その方については、大体毎日来られるという形になりますので、通常、市の勤務時間のおり来られている職員はパートタイム会計年度任用職員1名になります。

#### 【見守り推進員活動費】

○委員（小野志保） 1番、独居高齢者の安否確認と安否確認後の情報の報告、集約、共有はどのようにしていましたか。

2番、見守り推進員265人、課題である人員確保について、どのような協議をしましたか。

○山本次長（介護福祉課長） まず、独居高齢者の安否確認等については、見守り推進員活動事業については、平成8年度から開始され、事業の実施については、社会福祉協議会本部及び17の支部に業務を委託しています。現在、見守り推進員は、70歳以上の在宅で生活する独居高齢者のうち、親族等による定期的な安否確認が困難と思われる対象者10人に1人を目安に配置し、おおむね週1回、対象となる独居高齢者宅を訪問、または電話をかけるなどして、安否の確認を行っており、活動実績件数等は、各支部社協、社協本部を通じて市に報告が上がる仕組みになっています。

また、訪問時等に、高齢者に異変を感じた場合など、緊急対応が必要となる場合には、速やかに民生児童委員等に連絡することで、迅速な対応が図れる体制になっています。

また、地区校区別に、定期的に見守り推進員連絡会議を開催し、安否確認の結果や処遇困難ケース等について、見守り推進員を中心に、民生児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター及

び協力機関の職員等が参加し、意見交換や情報共有を図っています。

次に、課題である人員確保について、どのような協議をしたのかについてですが、見守り推進員は、令和6年度は265名の方に協力をいただいています。特に若年層から中高年層の日中仕事に就いている方については、見守り推進員になっていただくことが大変難しい現状があり、その確保には苦慮しており、担い手確保が今後も大きな課題であると認識しています。

令和5年度、社会福祉協議会、民生児童委員等の協力で、見守り対象者の精査を行っていただきました。高い頻度で定期的にデイサービス、訪問介護等を利用している方など、いわゆる安否確認の対象ではないと思われる方については、対象外とし、見守り推進員制度の趣旨にかなう、本当に見守りを必要としている方を見守り対象とすることで、見守り推進員、民生児童委員の負担軽減を図っています。

また、令和6年度から、見守り推進員の月額報酬を見守り対象者1名当たり100円から150円に引き上げました。社会福祉協議会においても、自治会長や民生児童委員と連携し、地域の事情に精通した方やボランティア経験のある方に対して、就任を呼びかけています。さらに、研修や交流の場を設けることで、活動の意義ややりがいを共有し、継続して協力してもらえよう努めています。

市としましても、引き続き社会福祉協議会、民生児童委員等と協議を重ねながら、活動しやすい環境づくりや広報、啓発を進め、人員確保と体制の維持、充実に努めます。

○委員（小野志保） 私の周りには、見守り推進員が一度も来たことがないという高齢者がいます。また、ほかからもそういった声を聞くのですが、この原因とといいますか、何か条件、手順などがあれば教えてください。

○山本次長（介護福祉課長） 見守り対象者の方については、本人の意向で見守りを希望されない方もいます。また、見守り対象者の把握の調査については、地区の民生委員さん等のお力添えで行っており、新規対象となる方については、特に把握が遅れたり、マンション、アパート等の集合住宅にお住まいの方などは、把握することが困難となっている可能性もあります。

もし、そのような方がいらっしゃる場合は、ぜひ市や社会福祉協議会や民生委員に連絡、相談いただければ、適宜対応をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員（渡辺高博） 逆に、見守り推進員が来たら困るという人もたまにいるよという話も聞きますが、本人の意思の確認などの漏れがないようにするような働きかけがあればいいと思いますが、検討はしていますか。

○山本次長（介護福祉課長） 見守り推進員の確保も難しく、なかなか完全に見守りができている状態ではなく、その地区の民生委員さんが積極的には行ってはいますが、見守り対象者から来なくていいと言われる場合もありますが、放っておけないような状態の人もいます。なかなか行政では見守り対象者の希望や状況等についての把握が難しいと思いますので、民生委員さんに頼る現状となっています。

#### 【敬老地域ふれあい事業費】

○委員（藤原雅彦） 本事業を通じて、高齢者の社会参加の促進や孤立感の軽減にどの程度の効果がありましたか。

また、本事業が介護予防、フレイル予防、認知症予防にどの程度寄与したか伺います。

○山本次長（介護福祉課長） 本事業には、自治会等が主体となり、地域の高齢者が一堂に会し、住民と交流する場を持つことを支援するものです。

令和6年度におきましては、実施自治会等が124団体、3,704名の参加があり、事業内容や会場の様子を伺うと、敬老行事、会食や記念品贈呈だけではなく、三世代交流行事や金婚式表彰、ゲーム、観劇、健康講座、みんなで合唱など、趣向を凝らした高齢者も共に楽しめる参加型の催しを実施しているところも多く、ふだんは外出機会が限られる高齢者にとっても、地域で顔を合わせるきっかけとなり、知人や友人との再会、世代を超えた交流につながっている事例が多く報告されています。なかなか数値として、孤立感が何%軽減したとまでは言うことはできませんが、自治会からも、ふだんは出てこれない方が久しぶりに顔を出して元気な様子が見られた、参加をきっかけに、その後の自治会行事にも出てこれるようになったという声も伺っています。

こうしたことから、本事業は地域でのつながり

を維持、強化する一助となっており、高齢者の孤立感の軽減においても一定の効果があるものと認識しています。

次に、介護予防にどの程度寄与していたのかについてですが、このような社会参加は運動や食生活と並ぶ、フレイル予防の三本柱の一つと位置づけられており、また、国際的にも、社会的孤立や孤独は認知症リスクを高めるとの報告があり、WHOの認知症リスク低減のためのガイドラインでも、社会参加や社会的活動が推奨されています。このようなことから、高齢者が地域で顔を合わせ、会話し、役割を持つことは、心身の健康維持に寄与し、フレイル予防、認知症予防の効果的な手段の一つになると考えています。敬老事業そのものが、直接的にフレイルや認知症を予防する医学的効果を測ることは困難ではございますが、国の調査、研究においても、地域での交流機会が多い高齢者ほど、要介護認定の発生率が低い、外出機会や人との会話がフレイル、認知症予防に資するなどの傾向が示されたと伺っており、本市の敬老地域ふれあい事業も、頻回ではないにしても、参加すること自体が外出の動機づけ、人との会話のきっかけとなり、社会的交流を通じて、心身の活性化に一定の寄与をしているものと考えています。

今後においても、より参加者を増やすことで、自治会等における通いの場、軽スポーツやPPK体操などの健康づくり活動、老人クラブ等の仲間づくり活動への参加につながる入り口の機能も果たす効果も見込まれ、間接的に介護予防につながっているのではないかと考えています。

○委員（大條雅久） 参加者数3,704名に対して決算額が369万円と、支出が1万4,000円少ないように思いますが、何か理由があるのですか。

○山本次長（介護福祉課長） 敬老地域ふれあい事業の参加者が3,704名いるにもかかわらず、交付金のほうが369万円ということで、1人当たり1,000円ということなので、1万4,000円少ないのではないかという御質問だと思います。この交付金については、1人当たりの上限が1,000円ですが、実際には1人当たり1,000円かかっていない自治会もあるため、参加人数より決算額が少ない金額になっています。

#### 【総合福祉センター管理運営費】

○委員（山本健十郎） 1点目、事業費1億

872万4,000円で、市の社会福祉協議会に指定管理を委託している費用だと思いますが、項目別の事業内容や取組について伺います。

2点目、事業費の過去5年について、社会福祉協議会の組織体制、職員人員等について、各校区の社会福祉協議会との取組、体制強化などについて伺います。

○真鍋地域福祉課長 まず、令和6年度から令和10年度までの総合福祉センターの指定管理者である新居浜市社会福祉協議会の項目別の事業内容や取組についてですが、主な事業内容としては、総合福祉センター、総合福祉センター別子山分館施設の維持管理及び施設の使用許可などに関する業務を委託しています。

そのほかの事業内容として、心身障害者・児や高齢者の自立助長及び心身機能の維持向上に関する事業、生活困窮者等に対する相談事業などがあります。その事業ごとの具体的な取組としては、心身障害者・児に対しては、車椅子が必要になった方に対する無償貸出し、高齢者に対しては、独居高齢者の定期的な見守り、生活困窮者等に対しては、困り事の相談、支援、低所得世帯への貸付けなどを行っています。

次に、過去5年間の事業費についてですが、令和2年度が1億275万7,000円、令和3年度が1億509万2,000円、令和4年度が1億512万3,000円、令和5年度が1億645万5,000円、令和6年度が1億872万4,000円と、維持管理費用の高騰などから、年々上昇傾向にあります。

次に、社会福祉協議会の組織体制についてですが、総合福祉センター管理運営に係る職員として、正規職員4名、嘱託職員2名、非常勤職員3名、別子山分館に正規職員2名を雇用しています。そのほか、総合福祉センターの指定管理を行う中で、業務が多岐にわたりますことから、障害者・児の福祉や高齢者福祉など、各部門に必要な人員を配置しています。

次に、各校区の社会福祉協議会との取組については、総合福祉センターの管理運営とは直接的に関係はありませんが、地域の実情に応じた活動の支援、高齢者の見守りに関する情報の共有、各地域の困り事や相談事の解決のために、積極的に連携を図っています。

次に、体制強化については、地域の多様な生活課題に対して、その解決につなげる支援や仕組み

づくりのために、新居浜市社会福祉協議会として、人材面では各種研修を通して人材育成に取り組んでいるほか、新規職員の採用強化も図っており、人員体制の強化を図っています。また、市としても、福祉のまちづくりの中核を担う、社会福祉協議会の活動を今後も支援したいと考えています。

### 【困難な家庭支援員費】

○委員（越智克範） 1点目、この支援員の設置理由は何ですか。これまでのほかの支援員との区分はどのように考えていますか。

2点目、費用の内訳を教えてください。

3点目、相談件数とその内容を教えてください。

4点目、事業の推進をどのように考えていますか。

○矢野こども未来課長 まず、1点目については、女性やひとり親家庭をめぐる課題は、生活困窮や性暴力、家庭関係の破綻など、複雑かつ多様化しています。このため、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、市町村における発見、相談、自立支援など、福祉の増進を図ることを目的として、困難な問題を抱える女性等を支援するための支援員を配置しています。また、ほかの支援員との区分については、令和5年度まで家庭・婦人相談員費及びひとり親自立支援員費の事業で雇用していた支援員を、令和6年度からは困難な家庭支援員費に統合したものです。引き続き多様な支援を提供していくこととしており、支援の内容に大きな変更はありません。

2点目の費用の内訳については、会計年度任用職員2名分の人件費が590万9,076円、遠方の支援会議への出張旅費が2万8,600円、事務用品購入の消耗品が2万813円、業務で使用する携帯電話の通信費が2万8,565円、女性相談支援員協議会の出席負担金が3,000円となっています。

3点目の相談件数については、女性相談は延べ259件、ひとり親家庭相談は延べ727件となっています。女性相談の内容は、離婚問題や夫婦関係をはじめ、家庭内での悩み、子供の発達や不登校に関する相談が多く寄せられています。ひとり親家庭相談では、育休中や病気により就労できない場合の生活費の悩みや子供の進学に係る諸経

費の相談、養育費の取決めに関する事など、経済的な相談が多数を占めています。

4点目の事業の推進については、この事業は特に困難な状況にある家庭が適切な支援を受けることで、生活の向上と安定により自立して暮らせるようにするためのものです。今後は、妊婦から18歳までの子供とその保護者の相談を切れ目なく受けるため、こども家庭センター運営事業費において、支援員の資質向上や関係機関との連携を強化し、より効果的な支援体制の構築を進めていきたいと考えています。

○委員（伊藤優子） 何人で対応したのですか。

○矢野こども未来課長 この事業の予算で配置している支援員は2名ですが、主に女性相談支援員1名、母子・父子自立支援員2名の合計3名で対応しました。

○委員（河内優子） どのような問題が多いですか。

また、事業評価と課題について伺います。

○矢野こども未来課長 女性相談に関しては離婚問題や夫婦関係をはじめ、家庭内での悩み、子供の発達や不登校に関する相談が多く寄せられています。一方、ひとり親家庭の相談では、育休中や病気により就労できない場合の生活費の悩みや、子供の進学に係る諸経費の相談、養育費の取決めに関する事など、経済的な相談が多数を占めています。

また、事業評価と課題としては、ひとり親家庭の自立支援のため、給付金や貸付の経済的支援に加え、母子父子自立支援員による生活、住まい、子供の養育などに関する相談支援を通じ、きめ細やかに対応することで、自立の促進につながっていると考えています。さらに、複雑多様化する困難家庭の課題に向き合うため、こども家庭センターを中心とした支援体制の構築と関係機関との連携により、適切な支援につなげています。一方、支援員の退職や異動に伴い、新任の相談員が各種制度の知識や対応方法を習得するまでに一定の時間を要すること、また資質の向上を図るための研修体制やスーパーバイズの仕組みの整備が課題であると考えています。

○副委員長（高塚広義） 1点目、子供の非行や不登校、発達の遅れなど、様々な問題に悩む保護者からの相談に対するアドバイスと指導とありますが、ここ数年の相談件数や相談内容などを教え

てください。

2点目、相談窓口はどのようにしていますか。どのような資格を持った方が対応にあたっていますか。相談体制はどのようでしょうか。庁内で部局横断的に対応してきた事例はありますか。

3点目、プッシュ型支援についてどう考えているか伺います。

**○矢野こども未来課長** 1点目の相談件数については、延べ件数で、女性相談は令和4年度310件、令和5年度307件、令和6年度259件、ひとり親家庭相談は令和4年度222件、令和5年度253件、令和6年度727件です。女性相談の内容は離婚問題や夫婦関係をはじめ、家庭内での悩み、子供の発達や不登校に関する相談が多く寄せられています。一方、ひとり親家庭相談では、育休中や病気により就労できない場合の生活費の悩みや子供の進学に係る諸経費の相談、養育費の取決めに関する事など、経済的な相談が多数を占めています。

2点目については、相談窓口はこども未来課内のこども家庭センターにあり、保育士や必要な研修を受講し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談対応ができる子育て支援員の資格を持った職員などが対応に当たっています。体制としては、この事業の予算で配置している支援員は2名ですが、主に女性相談支援員1名、母子・父子自立支援員2名の合計3名で対応しています。部局横断的な対応としては、市民環境部で行っている市民相談、法律相談、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、保健センターや教育委員会の発達支援課、また、社会福祉協議会、医療機関の地域連携室等があり、支援員が窓口となって対応した内容を配偶者暴力相談支援センターや法律相談等の専門箇所へ引き継ぎ、継続的な支援を受けている事例もあります。

3点目については、プッシュ型支援は対象者を特定して必要な情報を迅速に届けられるメリットがありますが、支援のニーズを正確に把握できていない場合は情報の過不足が生じることや、支援の内容と実際のニーズがずれてしまう可能性も大きいいため、現段階では導入は考えていません。

**○委員（井谷幸恵）** 1点目、何時までこども未来課内で対応していますか。

2点目、この制度のことを市民に周知していますか。

3点目、相談を受けた後、連携先につなげるなどして解決の方向に向かったのはどのくらいの割合ですか。

**○矢野こども未来課長** 1点目については、通常の執務時間内、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで対応しています。

2点目の市民への周知については、年に1回市政だよりに掲載するほか、11月のオレンジリボン・パープルリボン普及啓発月間に合わせて、ウイメンズプラザや別子銅山記念図書館、イオンモール等においてパネル展を実施し、周知啓発を図っています。

3点目、こども未来課内で解決の方向に向かった割合については、女性相談では約1割、ひとり親家庭の相談では8割程度となっています。女性相談については、課内で継続支援を行っている方が約14%となっていますが、市民相談や法律相談、配偶者暴力相談支援センターなど、他部署の専門機関へ紹介したケースも多くあり、これらのケースについては引継ぎ先において継続支援が行われているものと考えています。

午後 3時25分休憩



午後 3時36分再開

#### 【ファミリーサポートセンター事業費】

**○委員（伊藤義男）** 1点目、令和5年度より令和6年度の活動件数が270件減った理由を教えてください。

2点目、利用者の年齢層や子供の年齢別内訳を教えてください。あわせて、利用内容の内訳及び件数も教えてください。

3点目、提供会員確保のために、市はどのような支援やインセンティブを行っているのか教えてください。

4点目、本事業の成果指標や目標設定はあるのか教えてください。あわせて、令和6年度の実績は、数値と照らし合わせて、どう評価できるのかお答えください。

**○矢野こども未来課長** まず、1点目の活動件数減少の理由につきましては、お手伝いする側の提供会員の数に対して、依頼したい側の数が多く、依頼があっても、時間帯や依頼内容のニーズに対応できず、お断りするケースもあったことで、積極的に依頼会員を募集することが困難な時期があったことが大きな要因です。

また、子供の習い事や保護者の短時間就労への援助、学校や放課後児童クラブ終了後の預かりが445件増加しており、このような保護者の働き方やライフスタイルの多様化による変化も影響していると考えられます。

また、依頼会員数についても、令和5年度の416人から、令和6年度には357人となり、それに伴い、サポート児童も469人から390人となっていることも、減少の一因となっています。

2点目については、利用者の年齢層は20代が7人、30代が105人、40代が195人、50代以上が50人となっており、利用者の多くは30代、40代が占めています。

また、子供の年齢構成は、ゼロ歳から6歳までの未就学児が148人、7歳から12歳の小学生が242人となっています。

次に、利用内容については、大きく送迎と預かりに分かれます。令和6年度の利用件数は1,826件で、そのうち1,521件が保育園、学校、習い事などへの送迎となっています。

預かりの利用は291件で、そのうち最も多いのが保護者の短時間就労時の預かりで160件、次いで保育園や学校、放課後児童クラブ終了後の預かりが104件となっています。そのほか、子供の病気回復期の預かりが22件などとなっています。

3点目の提供会員の確保については、市役所や図書館、イオンモール新居浜の行政情報コーナーへのチラシの設置等に加え、令和6年度は市内の郵便局、銀行、スーパー等88か所に1,670枚のチラシを配布しました。また、依頼会員の方で、お子さんが中学校に進学する際に退会する方には、新たに今度は提供会員として登録していただけるように、個別に御案内を行っています。

現提供会員の継続的な支援については、毎月の報告書提出時に、アドバイザーが困り事や不安がないか丁寧に話を伺い、必要に応じて対応を行っています。また、安心、安全な支援を提供するため、提供会員の方に地域や技術を身につけるための研修案内を定期的に行っています。

インセンティブについては、提供会員を有償のボランティアとして位置づけ、謝礼金は1時間600円、土日祝日は700円として、交通費については、提供会員の負担軽減のため、令和6年度より、距離に応じて加算する形に改定しています。

4点目については、本事業の令和6年度の成果

指標は、活動件数を2,200件と設定していましたが、実際は1,826件で目標には届きませんでした。子供の数が減少する中でも、依頼したいという御家庭は多く、また、お子さんの特性や配慮が必要なケースもあり、ボランティアとして引き受けていただける提供会員の数を増やす取組が必要であると考えています。

本制度の維持、拡大は、保護者の働き方やライフスタイルが多様化する中、こども家庭センターの支援メニューの一端を担うサポート事業として、必要な事業であると評価しています。

○委員（伊藤義男） お断りすることが多かったということですが、お断りした方には、ほかに何かサポートはないのですか。

○矢野こども未来課長 ほかにショートステイなど、いろいろな支援メニューはありますが、それがその方のニーズに合うとは限らないため、例えば、今は無理だが少し提供会員の数が増えたら御案内もできるということで、保留という形で待っていたらいるケースも幾つかはあります。

#### 【子ども医療助成費】

○委員（野田明里） 1点目、過去数年の子ども医療助成費の推移を教えてください。

2点目、診療科目や傷病名ごとの件数や内訳を教えてください。また、これら内訳の過去数年の推移も教えてください。

3点目、課題を教えてください。

○矢野こども未来課長 まず1点目、子ども医療助成費の推移については、令和4年度は2億3,297万8,000円と、高校生等医療助成費の8,188万8,000円の合計3億1,486万6,000円、令和5年度が3億7,398万9,000円、令和6年度が3億7,122万9,000円となっています。

次に、傷病名ごとの件数内訳については、データがありませんので、診療科目での回答とさせていただきます。

令和6年度の子ども医療助成費における診療科目別の支払件数の上位5科目は、歯科が2万2,796件で全体の16%、次いで内科が2万823件で15%、次に耳鼻咽喉科が1万2,010件で9%、次に皮膚科の9,897件で7%、次に眼科の6,510件で5%となっています。

また、これら内訳の過去の推移は、令和4年度、令和5年度ともに、上位科目の構成、件数ともに、大きな変化はありません。

3点目、課題については、子ども医療助成費は子供の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とし、家庭の経済的な負担を軽減し、早期受診、早期治療につなげることで、子供の健康を守る重要な制度です。

軽度の段階での受診により、重症化を防ぐという効果がある一方で、費用負担がないことから、軽微な症状での受診が増えることで、医療機関や財政の負担が懸念されています。

今後は医療機関、自治体、保護者が意識を共有し、保護者の判断力、また家庭での対応力を高める健康教育の充実や、休日、夜間の小児救急電話相談、＃8000の活用などを通じ、適正受診と受診のしやすさの両立を図ることが重要であると考えています。

#### 【こども家庭センター運営事業費】

○委員（伊藤優子） ほとんどが電話対応で済まされるのですか。

また、社会資源の開拓とはどのようなものですか。

○矢野こども未来課長 相談対応の方法としては、こども未来課内では電話が42.5%、来所が39.2%、家庭訪問が14.7%、その他が3.6%となっています。また、保健センター内のサテライトにおいては、電話が60.6%、来所が37.5%、家庭訪問が1.9%となっています。特にサテライトにおいては、全妊婦への支援を対象としていることから、利便性や即応性の観点からまずは電話により、相談の初期段階を開始して、その後継続的なフォローの中で、内容や家庭状況に応じて、来所での面談や家庭訪問など、相談者の状況に応じた柔軟な対応を行っています。

次に、2点目の社会資源の開拓として、子育て家庭の多様なニーズと地域資源を把握し、不足する分野については、新たな担い手を発掘、養成し、既存の団体とは連携して体制を整えるという取組になります。このため、子育て事業をお手伝いしていただけるボランティアの養成講座の実施や、支援を必要とする家庭を訪問して、家事支援に携わる人材の発掘、制度の創設といった取組を行っています。今後も関係機関との協働を通じて、地域との関わりの中で、子育て家庭を支える環境づくりに努めていきたいと考えています。

○委員（伊藤義男） 1,720件という相談件数は多いのか少ないのか教えてください。あわせて、

相談の解決、成果はどう把握し評価しているのか教えてください。

2点目、利用者の年齢層や子供の年齢別内訳を教えてください。

3点目、サポートプラン件数が少ないことをどう評価するか、必要な家庭に支援が届いていないのか、軽度の相談が多いのか教えてください。

4点目、本事業の成果指標や目標設定はあるのか教えてください。あわせて、令和6年度の実績は数値と照らし合わせてどう評価できるのかお答えください。

5点目、今後、国庫補助が減額された場合、市として事業は持続可能かお答えください。

○矢野こども未来課長 まず、1点目の相談件数についてですが、相談件数は、相談内容や継続支援の有無、年度ごとの状況によって変動しますので、単純に比較して多いか少ないかを判断することは難しいですが、こども家庭センター全体では、こども未来課内での対応1,720件のほか、保健センターのサテライト内での対応が2,315件で、合わせて4,035件となっています。

また、こども未来課内での相談対応と関係機関との連携の件数を合わせた延べ3,213件の実人数は1,172人、保健センターにおける対応の実人数は956人となっています。

本市の子育て家庭が多い年齢層の女性の数と実人数を踏まえたと、相談件数は少なくないと考えています。

次に、相談の解決や成果については、内容や経過を個別に記録し、関係機関と情報を共有することで、支援の継続性や効果を把握して、虐待リスクの低下、再発防止に取り組んでいます。今後も丁寧に対応し、必要な支援につなげていきます。

次に、2点目ですが、年齢別内訳の集計はしていませんが、こども未来課内での相談利用者は、約43%が乳幼児の保護者、約32%が学童期の保護者、約15%が妊婦、約10%が主に母親で自分自身の相談となっています。保健センターのサテライトにおいては、ほとんどが妊婦の相談となっています。

次に、3点目のサポートプランについてですが、サポートプランは支援の必要性が高い妊産婦や子供、その家庭を中心に、関係機関が支援内容を共有し、効果的な支援を実施するために、保護者とともに立てることを基本としています。サポ

ートプランの件数が少ないことについては、支援を拒否される場合や、援助を求める意欲が乏しい方も少なくないことで、対面で十分に話をする時間の確保や信頼関係の構築が難しいケースが多いという現状があります。このことから、支援対象となる家庭の状況の複雑さや、支援への同意を得る難しさがあると捉えています。

また、軽度の相談もありますが、サポートプランの作成が必要な家庭においては、必要な家庭に支援を届けるため、保護者とともにプランを立てるということが難しい場合については、支援者のみで個別の支援計画を作成するなどして継続的な支援を行っています。

次に、4点目ですが、本事業の成果指標は相談支援件数で、目標設定としては年間4,000件を掲げています。実績は4,035件ですので、目標は達成をしています。

次に、5点目ですが、本事業は令和6年4月に施行された児童福祉法に基づく事業であることから、今後国庫補助が減額された場合においても、事業そのものは継続しつつ、国が示す子育て支援体制の枠組みの中で、本市の実情に合った実施方法を検討する必要があると考えています。

○委員（野田明里） 相談の対応方法で、電話、来所、家庭訪問、その他とありましたが、その他とは具体的にどのようなことですか。

○矢野こども未来課長 電話や来所等に含まれていないものとして、支援会議やケース会議など、病院や学校などの関係機関への同行支援を行う際などに受ける相談などです。

#### 【生活保護費】

○委員（加藤昌延） 扶助別支出状況で、医療扶助費が全体の57.6%、10億8,023万1,000円と突出していますが、その増減傾向と要因は何ですか。

各扶助区分の人員について、前年との比較や増減の傾向はどのようになっていますか。

そして、同規模自治体と比べたとき、医療扶助費や生活扶助費の割合に差はありますか

○越智生活福祉課長 まず、医療扶助費が扶助費全体の57.6%を占めている要因は、原則として、生活保護における医療費負担割合は、国保適用除外であるため、10割負担であることと、医療扶助を受けている世帯が96%と高い水準であることが考えられます。

令和5年度と比較して、金額は1億400万

4,000円の減少となっています。減少した要因としては、入院患者が月当たり10名ほど減少しており、入院の場合、1人当たりの医療扶助費が月100万円を超えることもあることから、医療扶助費が減少したものと考えています。

次に、2点目の各扶助区分の人員については、令和5年度と比較すると、令和6年度はほとんどの扶助費の人員において増加しています。要因としては、生活保護受給世帯が増加したことによるもので、増加の理由としては、年金や手当などに加え、蓄えや親族からの援助で生活してきた世帯が、物価高騰の影響もあって、蓄えの減少や親族からの援助が難しくなってきたことが主な理由であると考えています。

次に、3点目、扶助費の割合については、本市が医療扶助費57.6%、生活扶助費が23.5%であることに對し、四国内の同規模自治体が医療扶助費53.6%、生活扶助費が26.2%、そして県内の同規模自治体が医療扶助費58.6%、生活扶助費が22.7%となっています。

自治体での差については、規模に関係なく、保護受給者がどの程度の医療が必要かによって、医療扶助費の割合が大きく変わってくることであり、その変動を受けて、生活扶助費の割合が変わってくるものと考えています。

以上でございます。

#### 【救急医療体制整備費】

○委員（河内優子） 新居浜市、西条市、四国中央市の小児受診者の人数、今後の課題について伺います。

○小島総括次長（健康政策課長） 令和6年度の休日夜間急患センターの小児科受診者数は、3,591人で、このうち、新居浜市が2,831人、西条市が367人、四国中央市が241人となっています。課題としては、開業医の高齢化、減少が進んでいること、また、小児科医が少ないため、県立新居浜病院や愛媛大学医学部に依存していることから、将来的に休日夜間急患センターの運営に支障が出てくる懸念があります。

#### 【母子保健推進費】

○委員（越智克範） 1点目、今年度から拡充していますが、その成果をどう評価していますか。また、予算に対して少し未達であります。これはどういう要因ですか。

2点目、先進医療の件数が倍増していますが、

特定不妊治療はあまり増加していないように見えます。想定の数に比べて、どう評価していますか。

3点目は、費用の内訳はどのようなのですか。また、委託先と委託費の内訳があれば教えてください。

4点目、事業の推進をどのように考えていますか。

**○寺尾保健センター所長** まず、拡充の成果をどう評価しているか、予算に対して未達であることをどう考えているかについては、令和6年度から新たに多胎妊婦健康診査を開始しており、多胎妊娠は単胎妊娠よりも頻回の妊婦一般健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、追加される健診費用を補助することで、妊娠中の異常の早期発見や経済的負担の軽減につながっています。

予算に対して未達であることについては、妊娠前検査費助成事業と特定不妊治療（先進医療）費助成事業は、令和5年10月から開始した事業であり、令和6年度の予算要望時点では、年間申請件数の見込みが難しかったことや、妊婦一般健康診査は出産までに通常14回受診しますが、妊娠40週よりも早く出産した場合は、健診の回数が減ることなどが影響していると考えています。

次に、令和6年度の先進医療の件数が倍増している理由としては、特定不妊治療（先進医療）費助成事業が令和5年10月から開始しており、令和5年度の実績は、令和5年10月から令和6年3月までの6か月間の実績となっているためです。

先進医療費助成事業は、令和5年10月から開始し、年間申請件数の見込みが困難であったため、年間申請件数が想定を下回りましたが、特定不妊治療及び先進医療費助成事業は、いずれも医療保険法に基づく不妊治療に要した費用の補助を行っており、不妊の悩みを持つ夫婦の経済的負担の軽減や人口減少の抑制に資すると考えています。

次に、費用の内訳については、不妊治療費助成事業が1,797万8,787円、育児支援家庭訪問事業が1,456万6,471円、妊婦一般健康診査補助事業が156万1,488円、妊婦・乳児期の健康づくりが8,960万616円となっています。

委託先と費用の内訳については、愛媛県医師会が7,987万5,952円、新居浜市医師会が215万6,931円、新居浜市歯科医師会が185万4,952円、

マミー助産院が4万5,000円、市内の妊婦歯科健診委託医療機関が118万2,000円です。

次に、事業の推進については、妊娠期から出産・子育て期にわたり、切れ目のない支援を行う母子保健事業は、母性並びに乳幼児の健康の保持増進や、子供たちが将来にわたって幸福な生活を送るために、重要な事業であると考えています。

母親が安心して子供を産み育て、全ての子供が等しく健やかに成長できるよう、今後も必要な事業を行います。

#### 【健康増進対策費】

**○委員（黒田真徳）** 1点目に、がん検診の受診率をどのように分析していますか。

2点目に、がん検診において、要精密、要医療検査となったのに、検査を受けない方には、積極的な検査の勧奨が必要だと考えますが、どのように対策していますか。

**○寺尾保健センター所長** まず、がん検診の受診率については、市の検診や職域健診、人間ドックなどを任意で受診するなど、受診形態は様々であるため、受診率の把握は困難ですが、令和6年度の各がん検診受診者数は、令和5年度と比較し、約3割減少しています。

その要因としては、がん検診の自己負担金の有料化や、退職年齢の引き上げに伴う職域健診での受診などが考えられます。

次に、がん検診の要精密検査や要医療検査と判定された方への対応についてですが、まず、がん検診受診者全員に対する取組として、集団健診の際に、受診勧奨のチラシを配布し、精密検査受診の重要性を周知しています。

精密検査対象者に対しては、約1か月後の検診結果送付時に、精密検査受診勧奨案内と医療機関一覧表を同封し、精密検査の受診勧奨を行っています。

特に、がんが強く疑われる方については、通常の見診結果送付時期を待たず、健診団体から市へ連絡があり、職員が速やかに家庭訪問し、受診勧奨を実施しています。

精密検査の受診結果については、医療機関から健診団体に返送いただき、市へ報告する仕組みとなっており、受診状況を把握できる体制を構築しています。

精密検査未受診者に対しては、再度、市からがん検診精密検査受診状況調査を送付し、受診予定

日等の状況確認を行っています。

今後においても、精密検査受診の重要性を普及啓発するとともに、精密検査対象者への受診勧奨の徹底を図っていきます。

○委員（黒田真徳） がん検診の受診率が3割減少したということでしたが、3割というのは市民全体から3割減少したのか、把握できているものから3割減少したのか教えてください。

○寺尾保健センター所長 令和5年度の受診者数から約3割減少したということです。

○委員（黒田真徳） 市民全体の割合から3割減ったのか、職域のがん検診などは把握できていないと思いますが、把握できている分で3割減少したということによいのですか。

○寺尾保健センター所長 市が把握できるのは、市のがん検診を受けられた方のみで、職域検診の受診者の把握は現段階ではできていません。市のがん検診について、令和5年度の受診者数よりも、令和6年度の受診者数が3割減少したということになります。

#### 【新居浜市医師確保奨学金貸付事業費】

○委員（黒田真徳） 1点目に、令和6年度の申請状況はどのようですか。また、過去5年間の申請状況を教えてください。

2点目に、市の医師数について、懸念事項等、認識していることはありますか。

○小島総括次長（健康政策課長） まず、申請状況ですが、令和2年度が1人、令和3年度が2人、令和4年度がゼロ人、令和5年度が2人、そして令和6年度は1人でした。

次に、懸念事項ですが、新居浜市には二次救急を担う総合病院が4病院あるなど、比較的恵まれた環境にありますが、開業医は減少傾向ですので、今後、休日夜間急患センターや外科の在宅当番医制の運営に支障が出てくる懸念があります。

#### 【産後ケア事業費】

○委員（野田明里） 1点目、令和7年度予算特別委員会にて、年々大幅に増額しているのは、利用者、事業者、宿泊者の増加ゆえとのことでしたが、令和6年度の提供者数とそれぞれの事業者ごとの利用者実数、回数を教えてください。また、829万3,000円の内訳も教えてください。

2点目、令和6年度の産後ケア対象者数とその利用率を教えてください。宿泊・日帰り型7回以内、訪問型7回以内の上限を使い切っている方、

低利用、未利用の方の割合を教えてください。また、何回利用している方が多いのか、これらの推移も教えてください。低利用や未利用の方から、何か意見を伺い、取り入れられているのかも教えてください。

3点目、電子申請の開始、日帰りプランの見直しなど、新たな取組や退院後のケアの充実など、目標とされていたことの成果や課題を教えてください。

4点目、これらを踏まえて、この事業の展望をどう考えているのか、また予算は足りているのか教えてください。お願いいたします。

○寺尾保健センター所長 まず、1点目についてですが、令和6年度の産後ケア事業の延べ利用者数は566人です。事業者ごとの利用者の実人員と延べ人数は、ゆりかごファミリークリニックが実人数66人、延べ171人、あさのみ助産院が実人数47人、延べ142人、産前産後ケアハウスF U W A R I が実人数54人、延べ126人、こにしクリニックが実人数19人、延べ49人、新谷ウイメンズクリニックが実人数28人、延べ46人、h i t o b i t o -ひとびと一助産院が実人数8人、延べ13人、愛媛労災病院が実人数9人、延べ9人、西条中央病院が実人数2人、延べ8人、サカタ産婦人科が実人数2人、延べ2人、十全総合病院が利用実績なしとなっています。

事業費の829万3,000円の内訳は、827万2,350円が委託料、2万472円が通信運搬費となっています。

次に、2点目についてですが、まず令和6年度の産後ケア対象者数とその利用率については、国は産後ケア事業の利用率を宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型の各利用実人数の合計を分娩件数で除したものを指標として使用しており、この指標を基にすると、令和6年度の産後ケア事業対象者数は、令和6年度の出生数の693人で、利用率が33.2%です。

令和6年度に宿泊型及び日帰り型を7日利用した方は2.5%、訪問型を7日利用した人は6.8%です。1回から2回の低利用の割合は、宿泊型及び日帰り型では58.7%、訪問型では57.9%、未利用者の割合は74.5%です。

また、利用回数については、宿泊型及び日帰り型、訪問型のどちらも1回の利用が最も多くなっています。

利用状況の推移については、令和5年度と比較すると、令和5年度の宿泊型及び日帰り型を7日利用した方は1.9%、訪問型を7日利用した方はおらず、1回から2回の低利用の割合は、宿泊型及び日帰り型では66.3%、訪問型では82.5%、未利用者の割合は82.6%です。

利用回数は、宿泊型及び日帰り型は2回の利用が最も多く、訪問型は1回の利用が最も多い状況となっており、産後ケア事業のニーズの高まりがうかがえます。

産後ケア事業の御案内は、新生児訪問の際などに全ての産婦さんに対して実施していますが、家族の支援があるから不要などの理由で、利用を希望されない方もいます。

次に、3点目についてですが、令和7年3月から産後ケア事業の電子申請を開始し、利用者の利便性の向上につながっていると考えます。また、日帰り型の事業実施時間については、委託医療機関からの要望に応じて、令和7年度から変更したところです。令和7年度の事業実施を通して、成果や課題を抽出していきます。

次に、4点目については、安心して子育てができる支援体制の確保のために、必要な事業であると考えていますが、現状として、委託先の確保や委託料の設定など、本市のみならず、県下に共通する課題があります。

産後ケア事業は、令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として、国と市が中心となり実施していましたが、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業として実施することとなり、県の役割が明確化されたことから、県による広域調整を行う動きがありますので、県内の他市町と共に、今後のよりよい産後ケア事業の在り方について検討していきます。

予算については、令和6年度の事業は問題なく執行しました。今後も利用者数を適切に見込み、必要な予算を確保していきます。

#### 【健康プログラム事業費】

○委員（渡辺高博） まず、支出の内訳について教えてください。

次に、アプリ登録者のこれまでの推移と見込みについて教えてください。

次に、アプリ登録者を増加させるための具体的な施策について教えてください。

○小島総括次長（健康政策課長） まず、内訳に

ついては、健康プログラムの保守管理委託料が554万4,000円、地域ポイント発行負担金が203万7,000円です。

次に、アプリ登録者数の推移については、令和5年度末で3,062人、令和6年度末で4,496人、令和7年度は10月1日時点で4,614人と、少し伸び悩んできており、今年度中の5,000人到達は少し難しい状況です。

次に、アプリ登録者を増加させるため、令和6年度に実施した取組としては、月の平均歩数が6,000歩以上といった各種設定条件を達成した方にポイントを付与する月間イベントを7回実施したほか、歩け歩け大会やまち美化キャンペーン、市民体育祭といった各種イベントに計10回参加しまして、PRするとともに、登録支援やポイント付与を行っています。

#### 【感染症等予防費】

○委員（伊藤優子） 1点目に、予防接種によっては、接種率が極端に低いものがありますが、子供の四種混合ワクチンやヒトパピローマウイルス感染症、H i b ワクチンや高齢者の肺炎球菌感染症などが低いのはどうしてでしょうか。風疹なども低いですが、どうしてでしょうか。

2点目に、接種してもらうためにどのような対策を取られましたか。

○寺尾保健センター所長 まず、1点目の子供の四種混合ワクチン及びH i b 感染症ワクチンの接種率が低いことについて、説明します。

令和6年度から四種混合ワクチンとH i b 感染症を含む五種混合ワクチンの定期接種が開始されましたが、当面の間は、H i b 感染症ワクチンと四種混合ワクチンの同時接種でも可能とされましたので、接種率は減少しました。五種混合ワクチンとH i b 感染症ワクチンを合わせると、接種率は94.2%になります。

次に、ヒトパピローマウイルス感染症については、ワクチンの安全性、有効性等を周知し、接種勧奨を行っています。定期接種の対象は小学6年生から高校1年生相当の女子であり、本人、保護者とも接種に対して慎重になっていることが、接種率が低い主な原因と考えられます。

次に、高齢者の肺炎球菌感染症については、65歳の市民を対象に、誕生月の翌月に接種券を交付していますが、接種券の有効期間が翌年誕生月の前日までのため、当該年度内に接種しない人が

一定数存在することが、接種率が低い要因と考えられます。

次に、風疹についてですが、風疹の追加的対策事業は、令和元年度から令和6年度までの時限措置として、風疹の抗体の保有率が少ない働く世代の男性を対象に抗体検査及びMRワクチンの接種を実施していました。対象者が働く世代の男性でありますことから、医療機関が診療を行っている時間帯に接種することが困難である状況が、接種率の低い要因と考えられます。

2点目の接種してもらうための対策については、対象者に対して、勸奨はがき等の送付による個別通知を行うとともに、ホームページ、LINE、市政だより、関係機関への啓発ポスター掲示などで周知に努めています。

○委員（伊藤義男） 1点目ですが、高齢者の新型コロナウイルス感染症の接種率が悪いのはなぜかという部分だけお答えください。

次に、2点目は先ほどの答弁で分かりました。

次に、3点目、現在の新型コロナワクチン接種健康被害救済制度の申請状況を教えてください。

○寺尾保健センター所長 まず、1点目の高齢者の新型コロナウイルス感染症の接種率が悪い理由についてですが、高齢者の新型コロナウイルス感染症は、国の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症となったこと、また、ワクチン接種に係る自己負担額が3,000円と、インフルエンザワクチンの1,500円に比べ、高額なことが原因と考えられます。

次に、3点目の現在の新型コロナワクチン接種健康被害救済制度の申請状況についてですが、令和7年9月19日時点で、申請が22件、進達が19件、認定が16件、否認が3件となっています。

#### 【国民健康保険事業特別会計】

○委員（片平恵美） 国民健康保険財政調整基金積立金について、令和5年度は3,000円でしたが、令和6年度は6,939万円となっています。その要因について教えてください。

○藤原国保課長 国民健康保険財政調整基金積立金についてですが、令和5年度は基金運用利子の積立てであり、令和6年度は基金運用利子と剰余金を積み立てたものです。

その要因としましては、歳入面では、社会保険の適用拡大に伴う被保険者数の減少が想定を下回ったことに加えて、1人当たりの所得の増加によ

り、保険料改定の効果がより強く表れたことから、保険料収入が見込みを上回りました。

一方、歳出面においては、引き続き経費の抑制に努めたことにより、支出が縮減し、結果として剰余金が生じたため、これを財政調整基金へ積み立てたものです。

午後 4時26分休憩



午後 4時30分再開

#### 認定第2号 第3グループ質疑

##### 【コミュニティ施設整備事業】

○委員（仙波憲一） 最近、自治会長によく聞かれるのですが、集会所の修繕は、どのような修繕が対象となりますか。

また、放送設備については、電柱を立てないといけなくなったらどうするのかとかといったことを聞かれるのですが、どこまでが本事業で対応されるものになるのか御説明ください。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） まず、集会所の修繕の内容については、集会所施設の増築、改修や修繕が対象になります。

具体的な事例を申し上げますと、集会所の外壁塗装や床の修繕、トイレの改修などの事例があります。令和6年度における集会所の修繕に係る件数と補助額は、20件、713万円です。

次に、放送設備については、アンプやスピーカーの新設、増設及び修繕に係る経費を補助対象としています。令和6年度における放送設備の修繕に係る件数と補助額は、15件、99万1,000円です。

○委員（仙波憲一） 自治会館の広場にある木の剪定は補助対象になりますか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） あくまでも施設の整備であるため、木の剪定は補助の対象にはなりません。

○委員（仙波憲一） 門扉は対象になりますか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） 門扉等については、前例により判断していますが、前例がないものについては、その都度、協議をしています。

なお、門扉については、過去の事例を調べて、後ほどお答えします。

○委員（仙波憲一） エアコンは対象になりますか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） エアコンについては、補助の対象となります。

**【防災用品備蓄費】**

○委員（近藤司） 学校に整備された防災備蓄倉庫にはどのような機材や物資が備蓄されているのですか。

また、防災備蓄倉庫の鍵は誰が保管するのか、機材や物資の保守、点検、管理は誰がするのか伺います。

○藤田危機管理課長 防災備蓄倉庫には、ミスト扇風機、スポットクーラー、パーティション、段ボールベット、簡易トイレ、トイレトーパーなどの資機材のほか、アルファ米、調理不要米、高齢者用おかゆ、飲料水、アルファ米用水、液体ミルク、粉ミルク、毛布、携帯トイレ、子供・大人用の紙おむつ、生理用品等の物資を整備しています。

また、防災備蓄倉庫の鍵については、危機管理課、各小学校及び各公民館において管理しています。

資機材の保守、管理については、危機管理課が所管していますが、資機材の点検については、地域住民が始動点検等を実施することで、災害時における円滑な運用につながるものと考えていることから、今後は自主防災組織にも実施を働きかけていきます。

○委員（近藤司） 公民館にも同じような資機材が備蓄されていると思いますが、資機材の使い分けや連携はどうするのでしょうか。

また、旧図書館、旧消防庁舎4階の備蓄倉庫に保管している資機材の搬出方法や手順についても伺います。

○藤田危機管理課長 公民館には、市が整備した資機材のほか、自主防災組織が自治総合センターの一般コミュニティ助成事業や、地域防災組織育成助成事業などを活用して整備した資機材が保管されており、市と自主防災組織それぞれが管理しています。資機材の使い分けや連携については、市が整備している資機材の平時の始動点検等を、今後各自主防災組織に実施を働きかけ、災害時において資機材が有効かつ円滑に活用できるように協力していきます。

次に、旧図書館、旧消防庁舎4階の備蓄倉庫に保管している資機材の搬出方法や手順についてですが、資機材の搬出手順については、避難所班な

どからの要請に基づき、救援物資班が必要数量を集計し、危機管理課が作成した受払簿を基に払い出す防災備蓄倉庫を割り当て、救援物資班が各避難所などへ搬送する体制となっています。

○委員（近藤司） 国や市外から物資支援があった場合、市内の物資拠点、また、配送方法について伺います。

また、個人や企業団体等からの物資支援の申出があった場合、どのように対応するのか伺います。

○藤田危機管理課長 プッシュ型支援となる国からの支援物資については、愛媛県の広域物資拠点である山根公園に集積された後に、県の手配により新居浜市の3か所の物資集積場所に配送されません。

市外からの支援物資については、本市の3か所の物資集積所に配送するよう要請します。本市の3か所の物資集積場所は、市民文化センター、えひめ未来農業協同組合新居浜経済センター、黒島海浜公園の3か所としています。

各物資集積所からの配送方法については、救援物資班が作成する輸送及び配分計画に基づき、本市の保有車両や災害協定を結んでいる愛媛県トラック協会新居浜支部などの協力を得ながら配送を行います。

次に、個人や企業団体等からの物資支援の申出があった場合の対応についてですが、物資支援の受入れについては、受け入れた物資がニーズに合致する適時性があることと、配分が容易であることが必要となります。このため、個人からの物資支援の申出については、これまでの災害時において物資が混在した梱包や中古物品などが含まれることが多く、受け付けない方針としています。なお、申出のあった個人の方には、可能であれば義援金に切り替えていただくよう案内します。

企業、団体等からの物資支援の申出については、配分に適した荷姿で搬送されることが期待できる一方、無秩序な支援物資の受入れにより、輸送車両の長時間の滞留、ニーズがない、または十分な在庫がある物資支援となる可能性などがあることから、市の求める物資を広報するとともに、電話調整による搬入調整を行った後に受け入れる方針としています。

○委員（小野志保） 食料品、日用品等の購入回数、備蓄先を教えてください。

○藤田危機管理課長 食料品、日用品等の購入品のうち、アルファ米1,900食、高齢者用おかゆ200食、飲料水500ミリリットル2,064本、アルファ米用水2,000ミリリットル156本、大人用紙おむつ187枚、子ども用紙おむつ290枚、生理用品112枚については、泉川中学校、中萩中学校、船木中学校、大生院中学校の4校に整備しました。液体ミルク960本及び粉ミルク168本については、各小中学校のほか、ワクリエ新居浜、大島交流センターの計28か所に整備しました。携帯トイレ3万1,000回分については、神郷小学校、金栄小学校、泉川小学校の3校に整備しました。

午後 4時44分散会

